

横浜市こころの健康相談センター所報

平成 30 年度

横浜市こころの健康相談センター

(精神保健福祉センター)

「こころの健康相談センター」所報第 17 号の発行に際して

こころの健康相談センターは、精神保健福祉法に定められた横浜市の「精神保健福祉センター」として 18 年目の活動に入りました。ここに、平成 30 年度事業をとりまとめ、横浜市こころの健康相談センター所報第 17 号として皆様のお手元にお届けいたします。ご一読いただき、率直なご意見をいただければ幸いです。

平成 30 年度を振り返ると、法定業務、精神科救急業務、自殺対策事業、依存症対策事業、措置入院者等の退院後支援事業等を粛々と実施した 1 年でした。

市内の把握精神障害者数が 91,041 人から 93,089 人と増加した中で、精神科救急医療情報窓口への相談は激増し 8,921 件、警察などからの申請・通報等も 982 件と激増しました。また、当センターの「こころの電話相談」においても種々な問題に対する相談件数が 6,836 件となり、精神科救急も相談業務も変わらず忙しい状況が続いています。さらに、人材育成研修は 13 回開催し 661 名の参加がありました。他機関主催研修等への講師として当センター職員を 25 回派遣し 1,459 名の参加がありました。

自殺対策においては、一般市民向けに「『やめられない若者』の支援と自殺対策～酒・たばこ、ギャンブル、ゲームの問題を考える」という依存症対策と自殺対策のコラボレーションの講演会等を開催し、136 名の参加を得ました。研修会としては、一般科医を対象としたうつ病対応力向上研修等を実施し 47 名の参加をえました。

自死遺族支援のための自死遺族ホットラインは延べ 56 名が利用され、ご遺族のお気持ちを分かち合う会である自死遺族の集い「そよ風」は 12 回開催し、初参加者 22 名を含む延べ 107 名が参加され、あらためて遺族支援の必要性を再確認させられました。加えて市役所、中央図書館を始めとして自殺対策ポスター展、電車広告など広く市民に自殺対策の周知を図ったほか、区における取組も進んだことで横浜市の自殺対策を充実させ、平成 29 年度に 495 人だった自殺者数も、平成 30 年には 484 人とさらに減少しました。14 年間継続実施してきた自殺対策の効果もあったのではないかと考えています。

アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル障害等依存症対策基本法に鑑み、当センターにおける依存症対策事業として、1クール 8 回の依存症回復プログラム WAI-Y（ワイワイ）を 3 回実施し、延 166 人が参加されました。

措置入院者等の退院後支援を開始し 2 年目になりますが、措置入院した方 323 名に面会して事業説明し、170 名の方から支援計画作成申込を受けました。

このような中、375 万人の横浜市民の多様なニーズを踏まえ、引き続き、職員が一丸となり業務に取り組んでまいります。センター事業のスムーズな推進にあたり、市民の皆様、関係諸機関におかれましては、これまで以上に一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年12月吉日

横浜市こころの健康相談センター
センター長 白川 教人

目 次

「こころの健康相談センター」所報第 17 号の発行に際して

	ページ
第 1 横浜市こころの健康相談センターの概要	4
1 沿革	
2 所在地	
3 組織	
4 平成 30 年度 横浜市こころの健康相談センター事業	
第 2 事業概要	
1 技術支援	10
(1) 福祉保健センターへの技術支援	
(2) その他の機関への技術支援	
(3) 災害時こころのケアに関する事業	
2 精神保健福祉相談	13
(1) こころの電話相談	
(2) 平日昼間の相談	
3 人材育成	19
(1) 当センター主催研修	
(2) 他機関主催研修（講師派遣）	
(3) 実習生等受け入れ	
4 普及啓発	23
(1) 広報印刷物の発行	
(2) 講演会	
(3) ホームページ	
5 調査研究・学会発表	24
(1) 学会発表等	
(2) 誌面発表	

ページ

6	精神医療審査会の審査に関する業務	25
	(1) 精神医療審査会の開催	
	(2) 審査結果	
7	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定	26
	(1) 意見聴取の実施	
	(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定	
	(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定	
8	精神科救急医療業務	27
	(1) 精神科救急医療体制の概要（平成 28 年度）	
	(2) 精神科救急医療情報窓口	
	(3) 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等の状況	
	(4) 患者移送業務の状況	
	(5) 精神科身体合併症転院事業の状況	
	(6) 会議等への出席	
9	自殺対策事業	35
	(1) 普及啓発	
	(2) 人材育成	
	(3) 自死遺族への支援	
	(4) 区局への支援	
	(5) 関連会議への出席	
	(6) 調査研究	
10	依存症事業	43
	(1) 依存症相談	
	(2) 依存症家族教室	
	(3) 依存症回復プログラムの実施	
	(4) 人材育成	
	(5) 普及啓発	
	(6) 依存症対策検討部会の開催	
	(7) 関連会議への参加	
	(8) 団体支援	
11	退院後支援事業	49
	(1) 経過	
	(2) 事業の概要	
	(3) 計画の内容	
	(4) 実績	

資料編

1	横浜市こころの健康相談センター条例	52
2	横浜市こころの健康相談センター規則	53
3	精神保健福祉センター運営要領	57
4	調査・研究	60
	・横浜市こころの健康相談センターにおける依存症対策事業への取り組みと地域連携について	
	・横浜市こころの健康相談センターの業務について～相談援助の視点から～	
	・横浜市の退院後支援の取り組みについて	
	・精神保健福祉業務における多職種連携の手法と効果～65歳以上の措置入院者への支援事例を通して～	
	・退院等請求事例から見る精神科長期入院事例の報告	

第 1

横浜市こころの健康相談センターの概要

- 1 沿革
- 2 所在地
- 3 組織
- 4 平成 30 年度 横浜市こころの健康相談センター事業

1 沿革

平成 14 年	4 月	1 日	横浜市こころの健康相談センター設置 (精神保健福祉課内) 精神科三次救急 365 日・24 時間体制の実施
	6 月	1 日	精神科三次救急の移送業務の本格実施
	7 月	1 日	夜間・休日「こころの電話相談」の開始
平成 15 年	4 月	1 日	精神科二次救急の土日の 24 時間体制の実施 精神科救急医療情報窓口への職員派遣の開始
平成 16 年	10 月		精神科初期救急の実施
平成 18 年	3 月		機構再編 (健康福祉局)
平成 19 年	4 月		精神保健福祉課廃止にともない、単独の組織となる 自殺対策事業の実施
	6 月		精神科救急身体合併症転院事業の開始
	10 月		精神科二次救急の 24 時間体制の実施
平成 21 年	12 月		「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の開始
平成 22 年	4 月		「横浜市中期 4 か年計画」に基づく自殺対策を開始
平成 24 年	7 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」開設
	7 月	2 日	現施設へ移転
平成 28 年	10 月		依存症回復プログラムモデル実施
平成 29 年	5 月		措置入院者等の退院後支援開始 依存症相談窓口開設

2 所在地 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

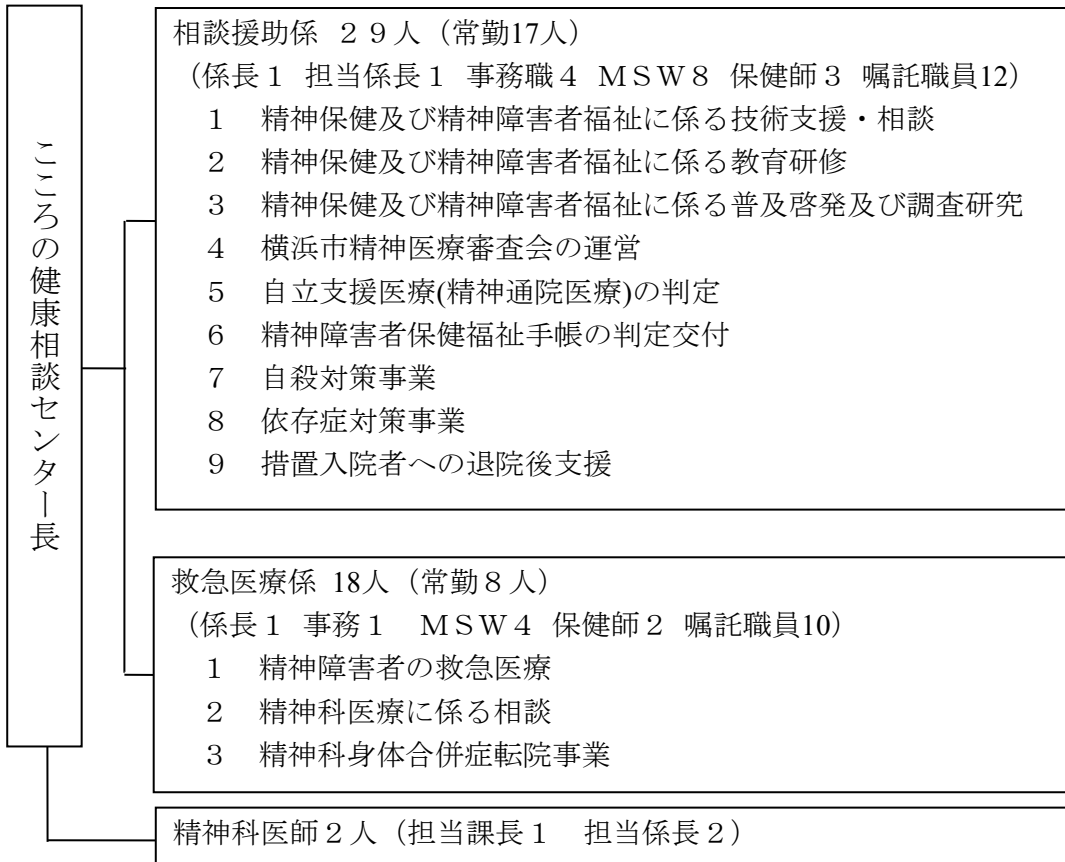
横浜市中区日本大通 18 番地 KRC ビル 6 階 電話 045-671-4455 (代表)

(移転履歴)

平成 14 年 4 月～	横浜市中区尾上町三丁目 39 尾上町ビル 6 F、7 F
平成 18 年 3 月～	横浜市中区港町 1 横浜市庁舎 7 階
平成 19 年 4 月～	横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 F
平成 24 年 7 月～	現所在地

3 組織 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

健康福祉局 障害福祉部 こころの健康相談センター



(常勤 28 嘱託 22 合計 50)

4 平成 30 年度 横浜市こころの健康相談センター事業

横浜市こころの健康相談センター（以下「当センター」という。）は、「精神保健福祉センター運営要領」（厚生労働省通知健医発第 57 号）に基づき、次の業務を実施しました。

(1) 技術支援

地域精神保健福祉活動を推進するため、区福祉保健センターをはじめ関係機関に対し、専門的立場から技術支援を行いました。

(2) 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、区福祉保健センターや関係機関と連携を図りながら電話相談や面接相談を行いました。

(3) 人材育成

精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を目的とし、区福祉保健センター等の関係職員を対象とした、専門的研修等の教育研修を開催しました。また、他機関からの依頼に基づき、当センター職員を講師として派遣しました。

(4) 普及啓発

精神疾患や精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会、インターネット、広報印刷物、交通広告媒体、街頭キャンペーン及びパネル展等各種媒体での情報発信を行いました。

(5) 調査研究・学会発表

精神医療や保健、福祉に関する資料の収集や研究をとおり、最新の精神保健福祉活動の実態を把握し、区福祉保健センターや関係機関等に情報提供を行いました。

(6) 精神医療審査会の審査に関する業務

精神医療審査会の運営事務及び審査に必要な調査のほか、当該審査会の審査に関する業務を行いました。また、精神保健福祉法第 38 条の 4 の規定に基づく退院請求等の受付、調査を実施しました。

(7) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

障害者自立支援法第 53 条第 1 項の規定に基づく自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉法第 45 条第 1 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行い、交付事務も合わせて行いました。

(8) 精神科救急医療業務

神奈川県、川崎市及び相模原市と協調のもと、精神科救急医療体制を運用し、患者・家族等からの相談や、警察官の通報、身体合併症患者の転院などに対応しました。その他、区福祉保健センターや関係機関からの精神科救急医療に係る相談を受け、支援を行いました。

(9) 自殺対策事業

社会問題となっている“自殺の問題”に対応するため、国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、精神保健福祉に係る側面から、自殺対策事業を実施しました。具体的には、自殺対策に係る普及啓発として、講演会の開催や自殺対策ホームページの運用、自殺対策強化月間におけるキャンペーン等の啓発、地域の開業医及び区福祉保健センター等の職員を対象に自殺対策に関する研修会の実施、自死遺族に対する電話相談事業や遺族同士の分かち合いの場である「自死遺族のつどい」の開催などを行いました。

(10) 依存症対策事業

依存症相談窓口を設置し、専用電話番号での相談を受けるとともに、面接相談を実施しました。依存症者への再発予防プログラムとして依存症回復プログラム「WAI-Y」を実

施するとともに、依存症問題で困っているご家族を対象として依存症家族教室を実施し、その一部でクラフトプログラムを実施しました。

(11) 措置入院者の退院後支援

平成 29 年 4 月に本市ガイドライン策定し、同年 5 月から事業開始しています。退院後の支援に関わる支援者や本人・家族等と会議を開催し、退院後支援計画を作成・交付し、計画の管理を実施しました（計画に基づく地域支援は区福祉保健センターや医療機関等が実施）。

平成 30 年 4 月には現行法下での国のガイドラインが通知され、それに準じて本市ガイドラインについても改定し、様式等の整理も行った。

第2 事業概要

- 1 技術支援
- 2 精神保健福祉相談
- 3 人材育成
- 4 普及啓発
- 5 調査研究・学会発表
- 6 精神医療審査会の審査に関する業務
- 7 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定
- 8 精神科救急医療業務
- 9 自殺対策事業
- 10 依存症対策事業
- 11 退院後支援事業

1 技術支援

地域精神保健福祉活動を推進するため、福祉保健センター及び関係機関に対し、専門的立場から、技術支援を行いました。

(1) 福祉保健センターへの技術支援

【内容】

福祉保健センターの精神保健福祉相談担当者からの複雑困難ケースに関する相談等に対して、助言や援助方針の確認、事例検討を行いました。

また、平成30年度は、現在当センターが行っている業務についての情報提供共有とスキルアップを目的とした精神保健福祉研修を3回開催しました。

【実績】

ア 支援方法と対象

日常相談支援（訪問支援含む）76回、MSW等向け研修（精神保健福祉研修）3回、福祉保健センター主催会議への出席11回の合計90回の支援を行いました。

(ア) 日常相談支援（訪問支援含む）

- ・76回（詳細は、表1-1参照）

(イ) 精神保健福祉実践スキルアップ会議

- ・8月6日（月）テーマ「依存症の基礎知識とここセンの事業について」参加16人
- ・11月5日（月）テーマ「退院後支援事業について」参加20人
- ・12月17日（月）テーマ「受診受療援助」参加25人
- ・

(ウ) 福祉保健センター主催会議への出席

- ・精神保健福祉行政連絡会 14区
神奈川県、港北区、旭区、港南区、鶴見区、中区、瀬谷区、栄区、磯子区、都筑区、南区、戸塚区、金沢区、西区（各1回）

イ 相談内容

内容の内訳および回数は、表1-2参照

(2) その他の機関への技術支援

【内容】

医療機関等の関係機関からの個別ケースの電話相談等(41回)に対して、助言や援助方針の確認を行いました。

また、各種業務連絡会や会議への出席をとおして、関係職員間の連携の強化や専門的立場からの助言・意見交換を行いました。

さらに、横浜市障害者相談支援事業要綱に基づく二次相談支援機関として、横浜市障害者二次相談支援機関連絡会議に参加しました。

【実績】

表 1-3～6 参照

- (3) 災害時こころのケアに関する事業（区役所等への技術支援） 【R1 年 8/19 永田更新】
災害時こころのケア研修の開催
開催日時：平成 30 年 7 月 6 日（金） 13：30～16：30
内容：サイコロジカルファーストエイド(PFA：心理的応急処置)を学ぶ
講師：澤 智恵氏（認定 NPO 法人 東京英語いのちの電話 臨床心理士）
参加人数：73 人

表1-1 区福祉保健センター支援事業における日常相談支援（回）

	方 法						計
	電話（Eメール含む）			来所・出張（訪問）			
	個別相談 ケース	事業運営に 関する相談等	その他	個別相談 ケース	事業運営 に関する相談等	その他	
鶴見	7	0	0	1	1	0	9
神奈川	4	1	1	1	1	0	8
西	3	0	0	0	0	0	3
中	2	1	0	0	0	0	3
南	5	0	0	0	0	0	5
港南	3	0	1	0	0	0	4
保土ヶ谷	0	0	0	0	0	0	0
旭	3	1	1	0	0	0	5
磯子	7	0	0	0	0	0	7
金沢	3	0	1	0	0	0	4
港北	3	0	0	0	0	0	3
緑	7	0	0	0	0	0	7
青葉	3	0	0	0	0	0	3
都筑	6	2	0	0	0	0	8
戸塚	2	0	0	0	0	0	2
栄	1	0	1	0	0	0	2
泉	1	0	0	0	0	0	1
瀬谷	2	0	0	0	0	0	2
計	62	5	5	2	2	0	76

表1-2 区福祉保健センター支援事業における相談内容（回）

内容	高齢者 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康 づくり	その他	計
計	5	10	3	2	1	2	23	29	70

表1-3 その他の機関への支援事業における対象別件数（回）

対象機関	回数	主な機関例
医療機関	14	病院、クリニック
市内行政機関	6	健康福祉局高齢施設課・高齢在宅支援課、教育委員会、消防局等
市外行政機関	6	他都道府県精神保健福祉センター等
その他	15	薬剤師会、相談機関、ボランティア団体、職業安定所等
合計	41	

表1-4 その他の機関への支援事業における相談内容別（回）

内容	高齢者 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康 づくり	その他	計
計	4	3	2	1	1	1	5	25	42

表1-5 会議を通じた技術支援
こころの健康相談センター主催

	回数
自殺対策担当者連絡会	2
電話相談関係機関連絡会	2
その他	3

表1-6 会議への参加

	回数
都道府県・局主催の会議への参加	49
区福祉保健センター主催の会議への参加	19
その他関係機関・団体主催の会議への参加	30

2 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、電話や面接等による相談を実施しました。平日昼間の相談は主として市内 18 区の各福祉保健センターが実施し、当センターは平日の夜間・休日（年末年始を含む）における「こころの電話相談」を実施しました。

(1) こころの電話相談

こころの健康に課題がある市民に対して、気軽に相談できる場を提供し、精神疾患の予防や正しい知識の普及、精神的な不安の解消等を図るため、電話相談を実施しました。

【内容】

平日夜間(17:00 から 21:30 まで受け付け)と土曜・休日(8:45 から 21:30 まで受け付け)に専用電話を設け、相談員(嘱託員)が対応しました。

相談は匿名で受けており、傾聴、助言及び情報提供を行いました。継続的な支援が必要と判断した場合は福祉保健センター等を情報提供しました。

なお、こころの健康に関する電話相談を実施している市内の関係機関と連携を図るため、「電話相談関係機関連絡会」(2回)を開催しました。

【実績】

ア 電話相談

延相談件数は 6,836 件

詳細は、表 2-1～表 2-9 を参照

イ 電話相談関係機関連絡会議

(ア) 参加機関

横浜いのちの電話、男女共同参画センター、横浜市精神障害者家族会連合会
こころの電話金沢、アルク相談室、精神障害者生活支援センター(18か所)
神奈川被害者支援センター、横浜市青少年相談センター、横浜市犯罪被害者相談室
横浜市医療安全支援センター、区福祉保健センター高齢・障害支援課

(イ) 内容

a 第1回

テーマ「横浜市障害者後見的支援制度」

- ・内容：講義、各機関の取組について情報共有、グループワークでの意見交換等
- ・参加者数 24名

b 第2回

テーマ「怒りあふれる電話相談への対応とこころの守り方」

- ・内容：講義、各機関の取組について情報共有、グループワークでの意見交換等
- ・参加者数 30名

(2) 平日昼間の相談

【内容】

電話相談及び面接相談を行いました。相談内容に応じ、他機関を紹介するとともに、継続的な支援が必要な場合は福祉保健センターへ引継ぎました。

【実績】

ア 電話相談

(ア)相談件数(件)

実件数	延件数
960	1,194

※自死遺族ホットライン、依存症相談を含む。

(イ)相談状況 (表 2-10～表 2-12 参照)

イ 面接相談

(イ)相談件数(件)

実件数	延件数
197	337

※依存症相談を含む。

(イ)相談状況 (表 2-13～14 参照)

表2-1 「こころの電話相談」相談件数

相談件数	2,374
延べ相談件数	6,836

(説明) 相談件数・・・初回相談+年度新

(説明) 延べ件数・・・初回相談+年度新+2回め以上の相談

表2-2 「こころの電話相談」相談者の状況 (件数)

本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	不明	その他	計
5,684	116	22	22	25	1	933	33	6,836

表2-3 「こころの電話相談」対象者の男女割合

性別	男	女	不明	計
件数	1,398	4,561	877	6,836

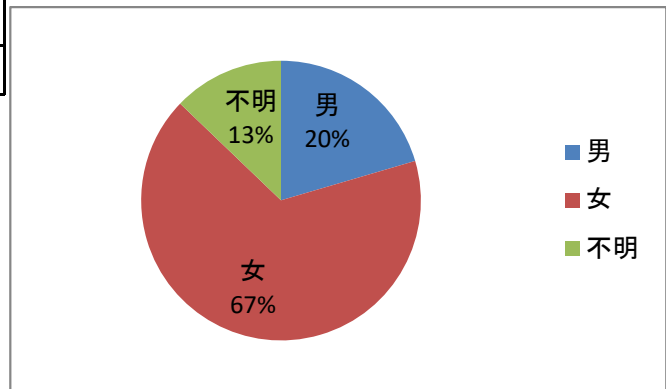


表2-4 「こころの電話相談」対象者の年代 (件数および割合)

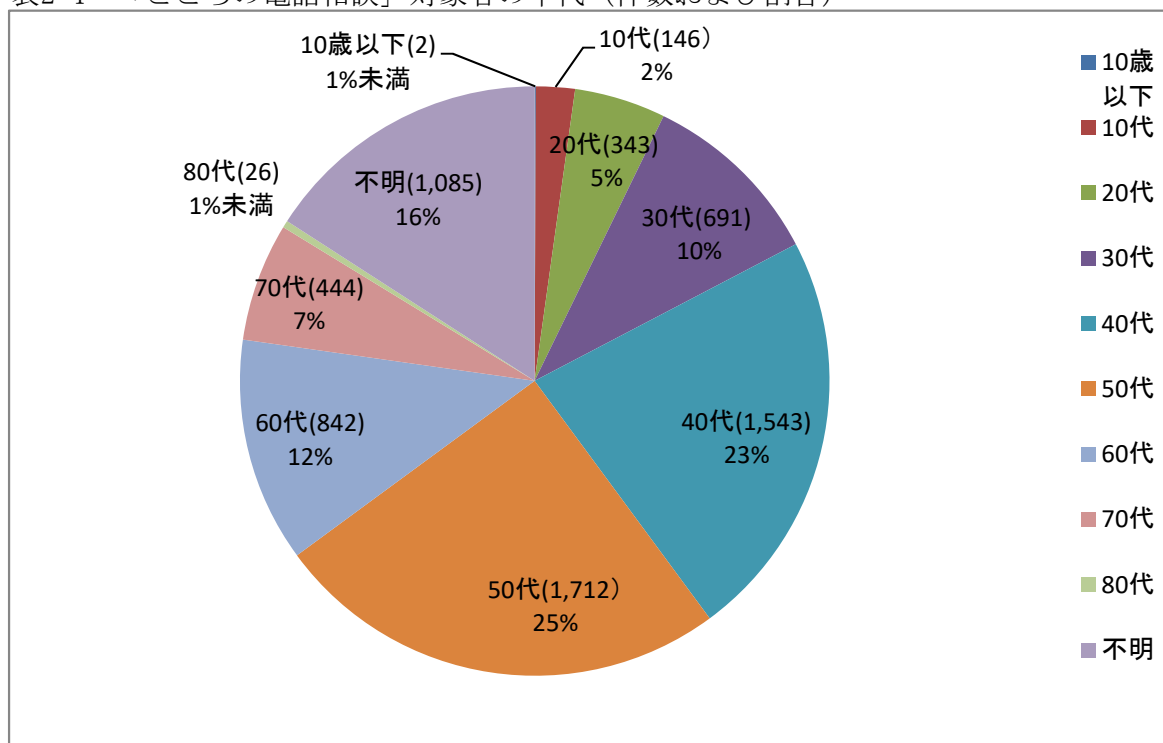


表2-5 「こころの電話相談」対象者の居住地

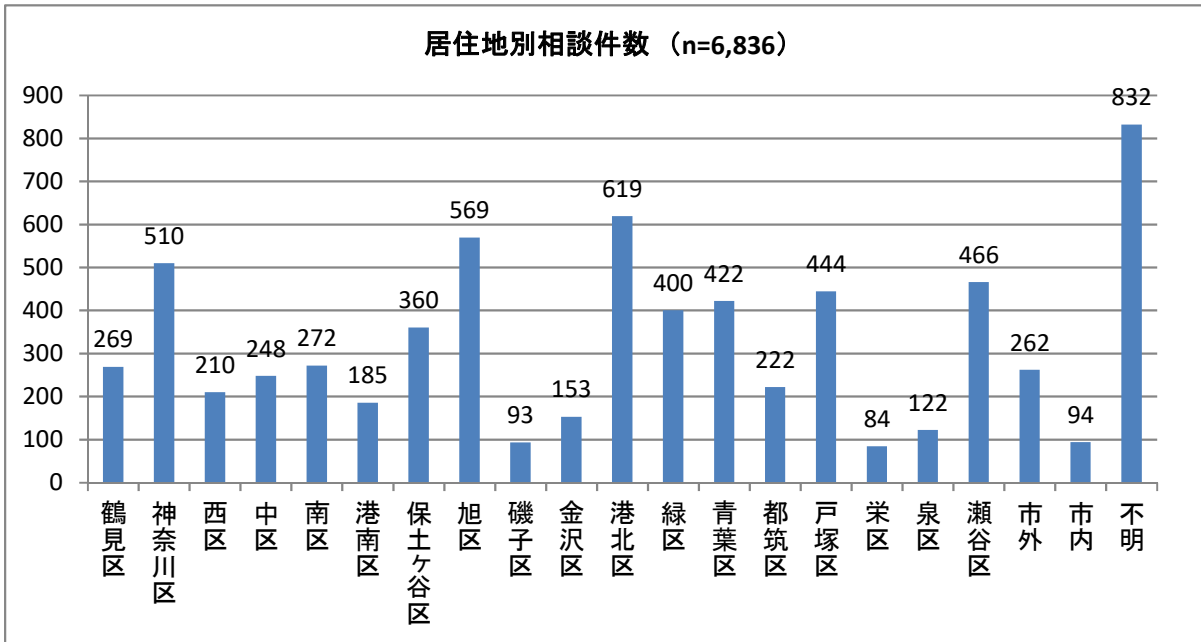


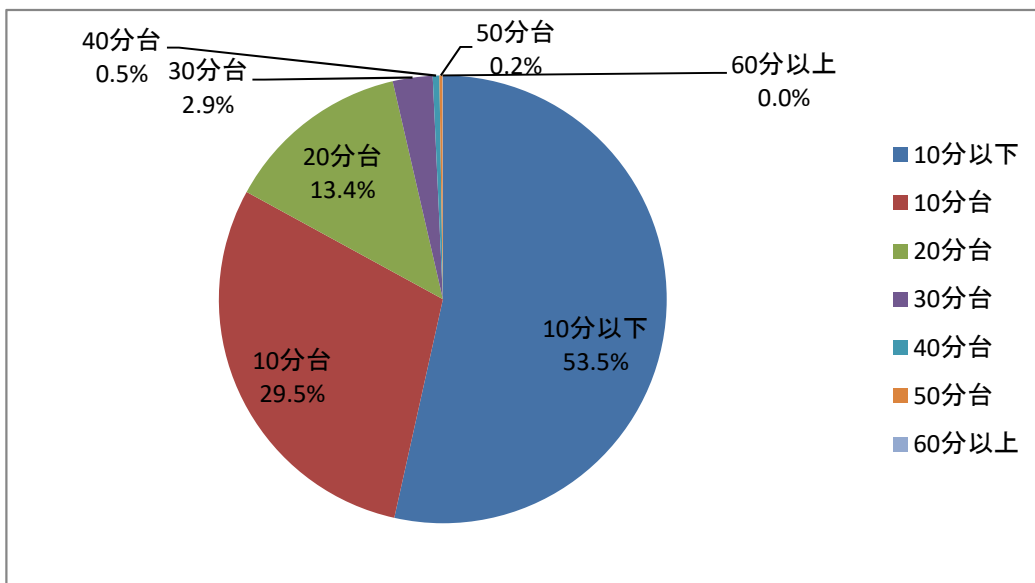
表2-6 相談の契機 (こころの電話相談を知った理由)

	広報・ちらし※1	区福祉保健センター	福祉関係	教育関係	いのちの電話	相談機関	その他の	知人から	インターネット	※2その他	不明	再相談	計
件数	140	8	9	27	3	24	50	882	112	965	4,616	6,836	
比率	2.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.0%	0.4%	0.7%	12.9%	1.6%	14.1%	67.5%		

※1 「広報・ちらし」：横浜市等の行政機関の刊行物

※2 「その他」：新聞等

表2-7 「こころの電話相談」相談の所要時間



※平均相談時間は 11.3 分です。

表2-8 「こころの電話相談」相談内容の内訳

	アルコール問題	薬物問題	老人精神	思春期	心の健康	精神疾患	その他	計	比率%
1 精神科の病気（症状、治療）に関する	0	0	0	3	13	729	49	794	12
2 精神科以外(症状、治療)の病気に関する	0	0	1	0	30	269	23	323	4.7
3 食行動の問題	0	0	0	1	1	6	1	9	0.1
4 ひきこもりについて				0	2	6	1	9	0.1
5 性についての悩み、不安				1	3	7	13	24	0.4
6 自分の性格			2	4	136	649	79	870	13
7 育児、しつけ	1			4	15	6	4	30	0.4
8 学校関係（いじめ、不登校）				14	26	12	10	62	0.9
9 家族関係	1		2	5	289	422	110	829	12
10 近隣知人の問題				0	42	90	19	151	2.2
11 職場人間関係				0	71	71	31	173	2.5
12 その他の対人関係				4	75	224	61	364	5.3
13 非行、反社会的行動				1	2	3	1	7	0.1
14 仕事、働くことについて					85	198	45	328	4.8
15 経済的問題					10	48	3	61	0.9
16 病院、社会資源等の情報	3		3		21	129	29	185	2.7
17 公的制度の情報					1	36	3	40	0.6
18 話がしたい					48	896	57	1,001	15
19 内容不明					2	115	311	428	6.3
20 当センターの利用について					1	15	23	39	0.6
21 その他	2		1	6	52	233	815	1,109	16
計	7	0	9	43	925	4,164	1,688	6,836	100
比率 (%)	0.1	0	0.1	0.6	13.5	61	25	100	

表2-9 「こころの電話相談」対応内容

対応	傾聴	助言指導	情報の提供、制度等の紹介			当センターに引継	その他※2	計
			福祉保健センター	医療機関	その他※1			
計 (件)	2,239	2,604	174	50	514	25	1,230	6,836
比率 (%)	32.8%	38.1%	2.5%	0.7%	7.5%	0.4%	18.0%	100.0%

※1 「情報の提供、制度の紹介（その他）」：精神障害者生活支援センター、男女共同参画センター、いのちの電話などの相談機関

※2 「その他」：相談中に電話が切れる、無言電話など

表2-10 【電話相談】 平日昼間の相談における相談契機（相談実件数）

広報・印刷物	福祉保健センター	医療機関	こころの電話相談	インターネット	その他の相談機関	その他	不明	計
24	10	150	3	160	16	52	104	519

※「その他」：その他の相談機関、再相談を含む。

表2-11 【電話相談】 対象者の状況（相談延件数）

対象者の性別	男	女	不明					計
	230	323	53					606
対象者の年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
	12	26	17	27	29	16	17	462
対象者との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子	関係機関	その他	不明
	454	53	16	14	10	10	24	24

※「その他」：知人等

表2-12 【電話相談】 相談内容・対応（相談延件数）

対応		相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ状態・うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
		終了			11	7	0	2	0	5	108	11	0	8
継続	当センターで継続		0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	2	6
	福祉保健センターへ引継		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7
	その他		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他			0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計			12	7	1	2	1	5	111	11	0	8	448	606

※「その他」：精神疾患に関する相談など

表2-13 【面接相談】 対象者の状況（相談延件数）

対象者の性別	男	女	不明					計
	21	15	0					36
対象者の年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
	0	0	0	2	13	19	0	1
対象者との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子	関係機関	その他	不明
	35	0	0	0	0	0	0	1

※「その他」：知人等

表2-14 【面接相談】 相談内容・対応（相談延件数）

対応		相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ状態・うつ	摂食障害	てんかん	その他	計
		終了			0	0	6	0	0	0	4	0	0	0
継続	当センターで継続		0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	1	22
	福祉保健センターへ引継		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			0	0	27	0	0	0	4	0	0	0	5	36

※「その他」：精神疾患に関する相談など

3 人材育成

精神保健福祉に関する、知識の習得と人材の育成、技術的水準の向上を目的とし、福祉保健センター等の関係職員を対象とした専門的研修等の教育研修の開催及び実習を実施するとともに、他機関からの実習生を受入れました。

また、他機関主催の研修等に職員を派遣しました。

(1) 当センター主催研修

福祉保健センター等の関係職員を対象として、研修を実施しました。

研修名		回数	内容	講師	参加 延人数
精神保健福祉基礎研修	基礎医学編	2	統合失調症、パニック障害、強迫性障害とその他の神経症、器質性精神障害（主に認知症）	センター 医師 相談援助係 MSW	189 人
			発達障害、パーソナリティ障害と依存症		
	障害理解編	1	精神障害(生活障害)の理解、精神障害者への支援についてのグループワーク	湘南精神保健福祉士事務所 所長 長見 英知 氏	55 人
課題別研修	パーソナリティ障害対応研修	1	【基礎編】パーソナリティ障害の基礎知識・対応について学ぶ	カウンセリングルームセンター南 所長 梶山 亮 氏	148 人
		1	【実践編】事例を用いて、支援のあり方を学ぶ		
	災害時こころのケア研修	1	災害時におけるこころのケアスキルについて学ぶ	東京英語いのちの電話 澤 智恵 氏	73 人

その他の研修	精神科救急医療 対応研修	2	精神科救急対応での注意 点在宅診察について等	救急医療係 MSW	64人
	精神保健福祉研 修～スキルアッ プと情報共有の ために～	3	当センターが業務を通じて 得た技術や情報についての 講義や情報共有等 依存症について 退院後支援について 受診受療援助	相談援助係 心理職 相談援助係 MSW 精神科医師	82人
	精神保健福祉業 務新任研修 (障害企画課と 共催)	2	精神保意見福祉業務マニ ュアルについて 医療観察法について 自立支援医療について 精神保健福祉手帳について 措置入院者退院後支援につ いて 関係機関への支援について	保土ヶ谷福祉保健センター 丹羽 真里 泉福祉保健センター 下村 恵子 港北福祉保健センター 宮崎 格 南福祉保健センター 飯田 雄彦 旭福祉保健センター 加藤 紀美 障害支援課 職員 救急医療係 MSW 相談援助係 MSW 保護観察所職員 障害企画課職員 障害企画課 職員 相談援助係 事務職員 相談援助係 MSW 相談援助係 MSW	74人

※自殺対策事業、依存症対策事業で開催した研修については、各事業の頁に記載しました。

(2) 他機関主催研修（講師派遣）

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣しました。

研修名	回数	内容	講師	参加 延人数
健康福祉局新採用・転入職員 メンタルヘルス研修	1	ストレス評価とセルフケア	センター長	160人
生活習慣病対策関連事業 新任者研修	1	生活習慣病とこころの健康	センター長	33人

横浜市病院協会看護専門学校における講義	7	精神疾患に関する講義	センター精神科医	560 人
横浜市病院協会看護専門学校における講義	3	精神疾患に関する講義	センター精神科医	300 人
脳卒中・神経脊椎症センター管理職人権研修	1	自死遺族の問題を通して自殺と人権を考える	センター長	18 人
健康福祉局責任職人権研修	1	自死遺族の問題を通して自殺と人権を考える	センター長	20 人
戸塚区人権研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパー	センター長	45 人
平成 30 年度 消費生活相談員研修 専門・事例講座	1	依存症の理解と相談対応	相談援助係心理職	61 人
港北区生活支援課 外部講師研修	1	依存症の理解と支援について	相談援助係心理職	61 人
神奈川県精神保健福祉士協会主催第 3 回スキルアップ研修	1	措置入院者の退院後支援	相談援助係 MSW	12 人
はまかぜ自殺対策ゲートキーパー研修	1	横浜市の自殺対策とゲートキーパー	相談援助係 職員	12 人
横浜市立若葉台中学校	1	「思春期のこころの理解とその行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	40 人
横浜市立平戸中学校	1	「思春期のこころの理解とその行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	36 人
横浜市立浦島丘中学校	1	「思春期のこころの病気の理解とその行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	30 人
横浜市立汲沢中学校	1	「思春期のこころの理解とその行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	34 人
横浜市立東鴨居中学校	1	「思春期のこころの理解」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	25 人
横浜市立宮田中学校	1	「思春期のこころの理解」 「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	12 人

(3) 実習生等受け入れ

各区福祉保健センターで社会福祉援助技術実習または精神保健福祉援助実習を行っている実習生を、実習プログラムの一環として受け入れました。

内 容	実施日	人数
こころの健康相談センター事業概要説明、グループワーク、事業への見学・参加等	8月29日	4人
	9月10日	9人
	9月26日	4人
	10月2日	6人

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及を図るため、広報印刷物の発行や他機関主催の講演会等に講師を派遣しました。

(1) 広報印刷物の発行

名 称	発行時期・部数		主な配布対象
「こころの病気について理解を深めよう」*	平成 30 年 12 月	1,000 部	市民、 行政機関、 相談機関、 医療機関、 関係団体など
身近な人が「うつ病」になったら*	平成 31 年 3 月	1,000 部	
「依存症って知っていますか?」*	平成 31 年 1 月	6,000 部	
「あなたに知ってほしい」*	平成 30 年 7 月	10,000 部	
「ホットライン」と「遺族の集い」のお知らせ	平成 31 年 2 月	8,000 部	
みんなでゲートキーパー宣言 *	平成 30 年 9 月 平成 31 年 2 月	1,000 部 500 部	
自死遺族について知ってほしいこと*	平成 31 年 2 月	500 部	

「*」は増刷・改訂

(2) 講演会

横浜市立大学との共催講演会 ☆

日時：平成 30 年 10 月 2 日(火) 会場：横浜市開港記念会館 参加人数：136 人

講演会テーマ：「やめられない若者」の支援と自殺対策

～お酒・たばこ、ギャンブル、ゲームの問題を考える～

講師：横浜市立大学附属病院児童精神科助教 青山久美 氏

(3) ホームページ

ア 本市ホームページの「こころの健康」のページで、当センターの各種情報を発信しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/>

イ 自殺対策に特化したホームページを開設し、自殺についての正しい知識の普及啓発や、相談窓口などの発信を行っています。

横浜市自殺対策サイト「～生きる・つながる～ 支えあう、よこはま」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/ikiyoko/>

※平成 31 年 3 月 26 日の市ホームページの全面リニューアルに伴い、当センターのホームページも改定。

5 調査研究・学会発表

精神医療・保健・福祉に関する資料の収集・研究をとおり、関係機関等に情報の提供等を行いました。

(1) 学会発表等

学会名	発表内容	発表者
アルコール・薬物依存関連学会 合同学術総会	ギャンブル障害の保健・福祉的支援のあり方 についての研究 第2報	白川、馬場、桜井、 片山
	ギャンブル障害の相談支援に関わる医療従 事者の態度の測定 -J-GGPPQの作成(1)-	白川、馬場、桜井、 片山
全国精神保健福祉センター研 究協議会	横浜市こころの健康相談センターにおける 依存症対策事業への取り組みと地域連携に ついて	古川、永田、新妻、 片山、相澤、新海
第53回横浜市保健・医療・ 福祉研究発表会	当センターにおける依存症対策事業への取り組 みと地域連携について	古川、新海、永田、 片山、相澤、新妻、 飯田
	精神保健福祉法23条通報における状況と分析 ～措置入院せず地域で安心して生活を送るには ～	岡山、三小田、前 山、土屋、渡邊、 吉田、須藤、池田
	退院等請求事例から見る精神科長期入院事例の 報告	新妻、相澤、伊藤、 片山
	本市の退院後支援の取り組みについて	新海、伊藤、大森、 大和田、佐々木、 坪田、山本
	精神保健福祉業務における多職種連携の手法と 効果 ～65歳以上の措置入院者への支援事例を 通して～	須藤、吉田、田中、 永田
	こころの健康相談センターの技術支援の現状に ついて ～相談援助の視点から～	相澤、伊藤、大和田、 片山

(2) 執筆

発表誌名	発表内容	執筆者
公衆衛生情報 11月号	横浜市の措置入院者等の退院後支援について	新海
神奈川県精神保健福祉協会機 関紙「やまゆり」2019年3月 号	横浜市「措置入院者退院後支援事業」について	佐々木

6 精神医療審査会の審査に関する業務

市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告及び入院患者等からの退院・処遇の改善請求について、入院または処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しました。

(1) 精神医療審査会の開催

ア 合議体

医療委員3名、法律家委員1名及び有識者委員1名で構成する合議体による審査会を定期的に開催しました。

年間 45 回	第1合議体	毎月1回	第1木曜日
	第2合議体	毎月1回	第2木曜日
	第3合議体	毎月1回	第3木曜日
	第4合議体	毎月1回	第4木曜日

イ 全体会

各合議体で共通する運営上の課題について議論するための全体会を開催しました。

日時：平成30年10月4日（木）午後1時から

議事：横浜市精神医療審査会の運営状況の報告

書面審査について

退院請求審査について

出席者：医療委員12名、法律家委員4名、有識者委員3名

(2) 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された定期の報告等について、入院の要否を審査しました。

単位：件

	審査	審査結果		
		適当	移行	不要
医療保護入院者の入院届	4,525	4,522	3	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,655	1,655	0	0
措置入院者の定期病状報告	8	8	0	0
計	6,188	6,185	3	0

イ 退院または処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の要否または処遇の適否について審査しました。

単位：件

	請求	審査	審査結果	
			適当	不適當
退院請求	194	85	84	1
処遇改善請求	45	26	23	3
計	239	111	107	4

7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療（精神通院医療）（障害者自立支援法第 52 条）及び精神障害者保健福祉手帳交付（精神保健福祉法第 45 条）申請の判定業務を行いました。

(1) 意見聴取の実施

センター長が判断するにあたり、外部精神保健指定医 5 名を嘱託医師として委嘱し、毎月 2 回、計 24 回意見聴取を実施しました。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定

申請書に添えられた診断書に基づき、自立支援医療（精神通院医療）の適否を認定しました。
(件)

認定件数 *	認定結果
31,316	31,293（承認）

* 「認定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。
(件)

申請件数	判定件数 *	判定結果	
19,926	12,823	【 1 級 】	1,173
		【 2 級 】	5,617
		【 3 級 】	5,961
		【 不承認 】	72

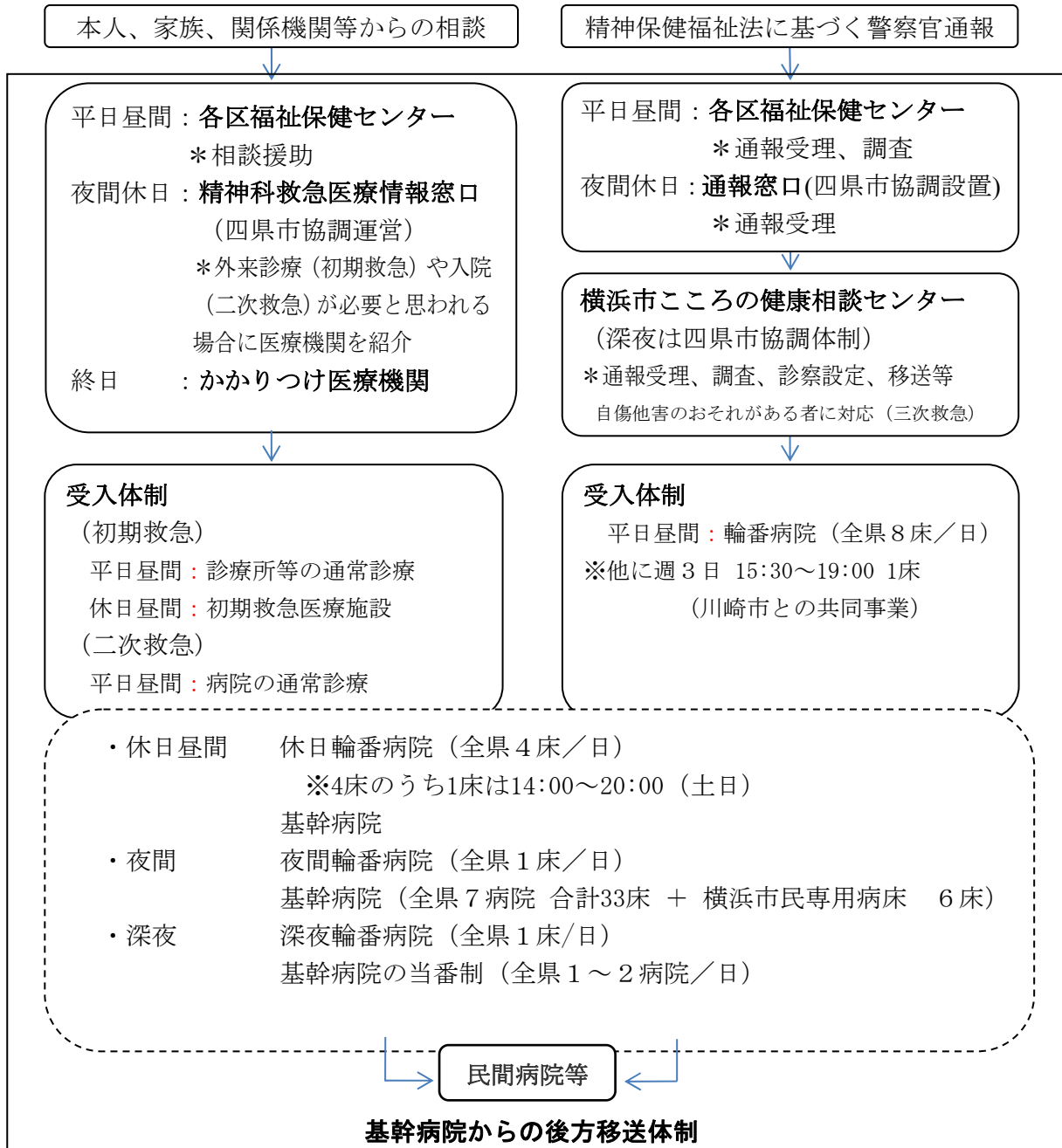
* 「判定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

8 精神科救急医療業務

平成8年4月1日から、神奈川県ほか県内指定都市と協調して、精神科救急医療体制を整備・実施しています。

この体制は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、早急に適切な精神科医療を必要とする場合に、医療機関の紹介や精神保健福祉法に基づく診察を行うとともに、必要な医療施設を確保すること等により、救急患者の円滑な医療及び保護を図ることを目的としています。

(1) 精神科救急医療体制の概要（平成30年度）



- ・基幹病院 夜間、深夜及び休日に二次・三次救急の受入を行う病院
- ・輪番病院 各時間帯に輪番で精神科救急の受入を行う精神科病院
- ・初期救急医療施設 休日昼間（土曜午前を除く）に初期救急の受入を行う精神科診療所（横浜市単独事業）
- ・後方移送体制 基幹病院の空床確保を目的とする民間病院等への早期の転院体制

(2) 精神科救急医療情報窓口

平成8年4月1日から神奈川県及び県内指定都市協調で「精神科救急医療情報窓口」を運営し、夜間及び休日（土曜・日曜・祝日については24時間）に精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により早急に精神科医療を必要とする方に、必要に応じて病院を紹介（精神科救急医療相談）しています。

ア 窓口運営時間

- (ア) 平日 17時～翌8時30分
- (イ) 休日 8時30分～翌8時30分
- * 翌日が平日の場合は8時まで受付

イ 受入医療機関の体制

(ア) 夜間

基幹病院、夜間輪番病院及び県域の精神科協力診療所

(イ) 休日昼間

民間病院の当番制により、全県で1日4床を確保

* 土曜、日曜については4床のうち1床は14:00～20:00

県域の精神科協力診療所のほか、休日昼間（土曜午前を除く）は横浜市総合保健医療センターにおいて精神科初期救急として外来診療を実施しています。

ウ 実績

(ア) 相談受入状況

(件)

	平日夜間	平日深夜	休日昼間	休日夜間	休日深夜	合計
相談件数	2,118	2,360	2,079	1,095	1,269	8,921
うち市民	788	987	829	406	546	3,556
(割合)	37.2%	41.8%	39.9%	37.1%	43.0%	39.9%

(イ) 相談結果（横浜市民）

病院紹介件数				
県立精神医療センター	他基幹病院	市民専用病床	夜間輪番病院	休日輪番病院
27	46	7	21	44

病院紹介件数					それ以外	合計
土日午後輪番病院	深夜輪番病院	当番診療所	その他	小計		
12	26	50	2	235	3,321	3,556

紹介結果					合計
外来のみ	医療保護入院	任意入院	受診せず	その他	
61	130	6	37	1	235

(3) 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等の状況

ア 申請・通報・届出等件数

(件)

22条	23条	24条	25条	26条	26条 の2	26条 の3	27条 第2項	計
0	781	44	0	156	0	0	1	982

(参考) 精神保健福祉法条文	第22条	診察及び保護の申請
	第23条	警察官の通報
	第24条	検察官の通報
	第25条	保護観察所の長の通報
	第26条	矯正施設の長の通報
	第26条の2	精神科病院の管理者の届出
	第26条の3	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報
	第27条第2項	市長の職権による診察

イ その他実績 (表 8-1~8-4 参照)

(4) 警察官通報の状況

365日24時間体制で実施しています。

ア 年間通報件数

(件)

時間帯	計
平日昼間	213
夜間	231
休日昼間	97
深夜	240
計	781

※時間帯は通報を受理した時刻で区分

イ 区別通報件数

(件)

区名	22条	23条					24条	計
		平日	夜間	休日	深夜	小計		
鶴見	0	17	13	7	17	54	1	55
神奈川	0	19	8	4	13	44	3	47
西	0	11	16	1	13	41	1	42
中	0	34	17	7	24	82	11	93
南	0	11	6	4	6	27	3	30
港南	0	24	20	6	21	71	3	74
保土ヶ谷	0	14	19	8	13	54	0	54
旭	0	14	19	7	24	64	0	64
磯子	0	7	8	4	8	27	2	29
金沢	0	5	12	5	9	31	0	31
港北	0	12	22	8	13	55	4	59
緑	0	7	6	5	8	26	0	26
青葉	0	8	23	5	26	62	3	65
都筑	0	6	12	1	16	35	3	38
戸塚	0	14	12	13	13	52	2	54
栄	0	3	6	1	5	15	4	19
泉	0	6	9	8	6	29	0	29
瀬谷	0	1	3	3	5	12	1	13
その他	0	0	0	0	0	0	3	3
計	0	213	231	97	240	781	44	825

23条は通報警察署を管轄する区、24条は取扱い警察署を管轄する区

ウ 警察官通報の診察受入病院等の状況

(件)

病院名等		平日	夜間	休日	深夜	小計
基幹病院	県立精神医療センター	2	24	6	61	93
	北里大学東病院	0	0	0	3	3
	市大センター病院	4	16	6	14	40
	北部病院	6	19	4	6	35
	川崎市立川崎病院	0	0	0	9	9
	みなと赤十字病院	1	7	1	2	11
	東部病院	1	6	1	6	14
民間病院等	1ブロック輪番病院	20	9	12	0	41
	2ブロック輪番病院	74	46	28	74	222
	3ブロック輪番病院	3	7	3	6	19
	4ブロック輪番病院	1	1	4	14	20
	その他の病院	0	0	0	0	0
計		112	135	65	195	507

(5) 患者移送業務の状況

ア 移送業務

警察官通報等について、保護場所の警察署等から診察場所までの患者移送を実施しています。当該移送業務は、平成14年6月から市の責務により24時間体制で実施しています。

(件)

平日昼間	夜間	休日昼間	深夜	計
62	67	33	106	268

※ 移送主体が市である（警察車両による搬送及び警察官同乗の移送は含まない）もの

イ 後方移送業務

かかりつけ医等患者にとって適切な環境での治療を再開するとともに、夜間休日の救急病床を確保するために、基幹病院から民間病院等への転院を行っています。

	後方移送 件数 (件)	平均入院 日数 (日)	入院形態 (件)		
			措置	医療保護	任意
警察官通報等により入院した者	120	26.5	101	18	1
救急医療情報窓口により入院した者	45	22.0	0	45	0
応急入院空床確保事業により入院した者	1	25.0	0	1	0
精神科救急身体合併症転院事業により入院した者	2	34.0	2	0	0
その他	1	10.0	1	0	0
計	169	25.3	104	64	1

ウ 後方移送の移送元病院別内訳 (件)

病院	件数
県精神医療センター	66
北里大学東病院	8
市大センター病院	33
川崎市立川崎病院	11
昭和大学横浜市北部病院	31
みなと赤十字病院	12
済生会横浜市東部病院	8
合計	169

(6) 精神科救急身体合併症転院事業の状況

平成19年6月1日から、神奈川県及び県内指定都市で協調して精神科救急身体合併症転院事業を実施しています。この体制は、精神科病院に入院中で、精神科及び身体科両面において積極的な入院加療を必要とする者、又はその疑いがあり精密検査を必要とする者のうち、原則として神奈川県精神科救急医療システムを経由して継続入院している患者に対し、専門病院への転院調整を行い、必要な医療を提供することを目的としています。

依頼件数と受入状況（4縣市合計） (件)

		件数
依頼件数 ※		125
一時判断前キャンセル（取り下げ）		5
一次判断不適		0
	一次判断後にキャンセル	9
二次判断不適		6
	二次判断後にキャンセル	4
受入病院	市大センター病院	4
	みなと赤十字病院	81
	済生会横浜市東部病院	13
診察結果	転院	78
	外来	20
	その他	0

※ 他、次年度への依頼持越し3件あり

(7) 会議等への出席

精神科救急医療システムの整備促進及び4縣市協調体制の円滑な運営を図るため、「神奈川県精神科救急医療調整会議」に出席するとともに、神奈川県主管課、神奈川県精神保健福祉センター、川崎市主管課及び相模原市主管課等と会議を実施しました。

また、各区、警察、消防及び医療機関等との連携を図るため、福祉保健センターが主催する精神保健福祉業務連絡会に出席しました。

(回)

会議名	実施回数
救急医療体制に関わる会議	12
精神科救急情報窓口の運営に関わる会議	12
神奈川県精神科救急医療調整会議	1
精神科救急情報センター関東ブロック会議	1
福祉保健センター精神保健福祉業務連絡会	14

(8) 職員研修

精神科救急医療情報窓口及び精神科救急医療通報窓口で業務を行う職員を対象に、それぞれカンファレンスを毎月実施しました。その他、精神科救急医療情報窓口に係る事例検討及び症例に関する講義からなる四縣市合同の研修会並びに警察官通報等に対応する区役所の職員を対象とした研修会を開催しました。

表8-1 申請・通報・届出等件数の推移

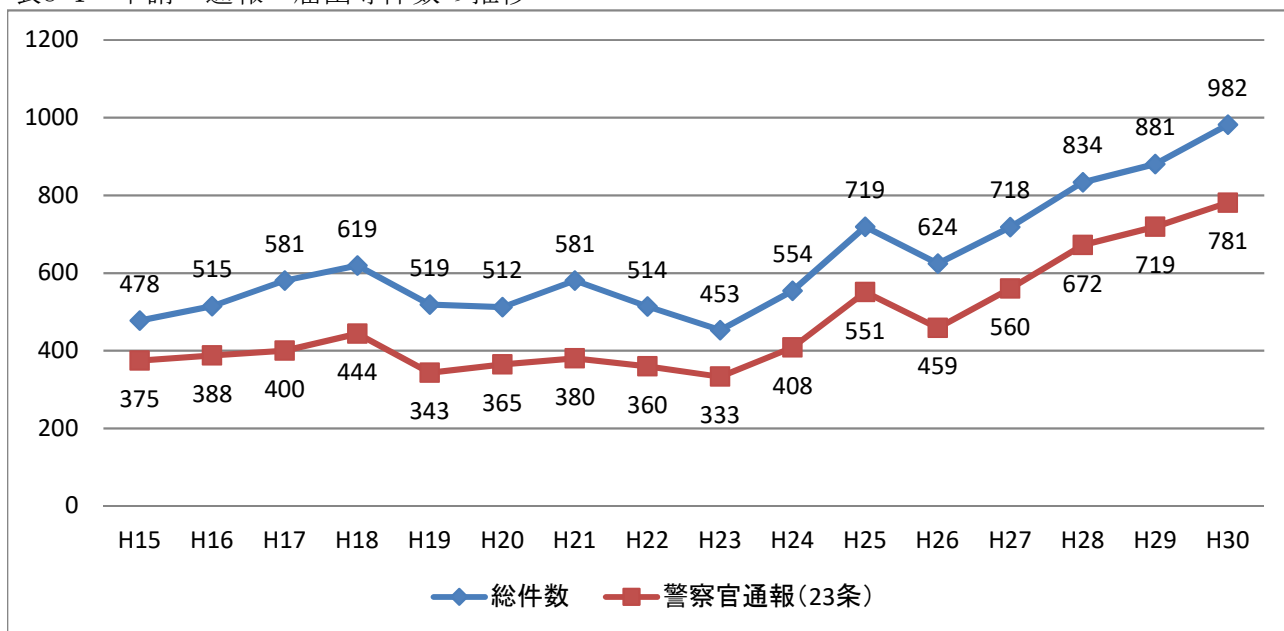


表8-2 診察の状況

	22条	23条					24条	25条	26条	26条の2	26条の3	27条2項	計	
		平日	夜間	休日	深夜	小計								
精神保健診察件数	0	112	135	65	195	507	29	0	3	0	0	1	540	
診察結果	措置入院	0	79	103	40	149	371	25	0	3	0	0	0	399
	緊急措置入院	0	0	12	12	14	38	0	0	0	0	0	0	38
	(再掲)再診察で不要措置	0	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	医療保護入院	0	12	5	3	3	23	2	0	0	0	0	1	26
	任意入院	0	1	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	3
	入院外診療	0	19	14	10	26	69	2	0	0	0	0	0	71
	医療不要	0	1	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	3
措置率 (%)	0.0%	70.5%	85.2%	80.0%	83.6%	80.7%	86.2%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.9%	

表8-3 診察結果の割合

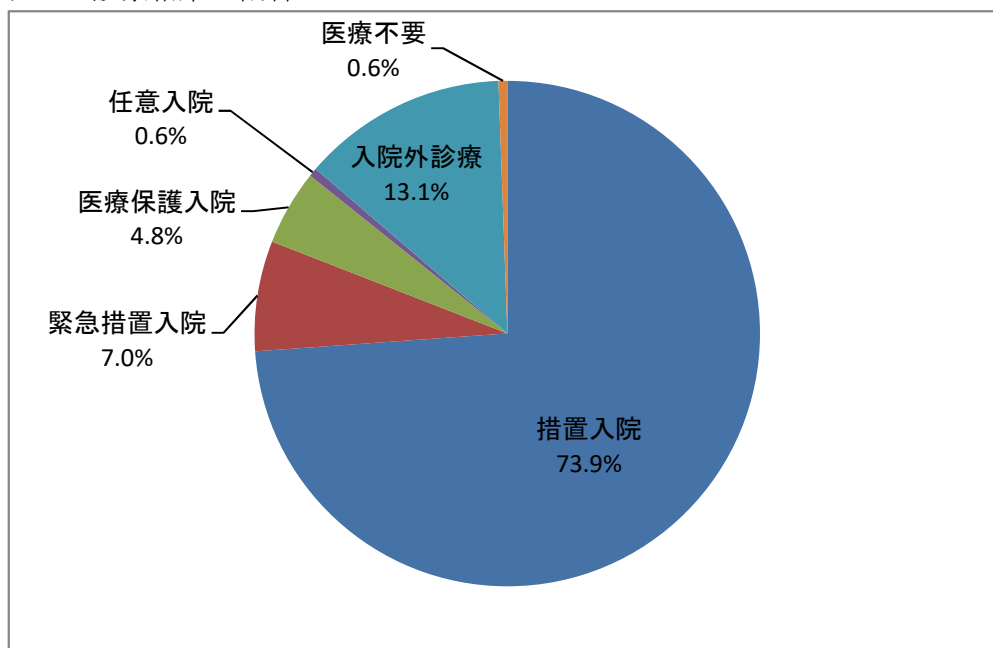


表8-4 診断名の割合

診断結果		措置	医療保護	任意	入院外	医療不要	計
診断名 (ICD-10)							
F0	症状性を含む器質性精神障害	21	3	0	2	0	26
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	21	3	0	6	0	30
F2	統合失調症、 統合失調症型障害及び妄想性障害	276	14	1	12	0	303
F3	気分（感情）障害	52	1	2	11	0	66
F4	神経性障害、 ストレス関連障害及び身体表現性障害	25	0	0	13	1	39
F5	生理的障害及び身体的要因に 関連した行動症候群	0	0	0	0	0	0
F6	成人の人格及び行動の障害	20	1	0	14	0	35
F7	軽度精神遅滞	6	2	0	4	0	12
F8	心理的発達の障害	11	1	0	2	0	14
F9	小児期及び青年期に通常発症する 行動及び情緒の障害	4	1	0	1	1	7
G40	てんかん	0	0	0	1	0	1
	その他	1	0	0	5	1	7
合 計		437	26	3	71	3	540

9 自殺対策事業

(1) 普及啓発

ア 広報啓発物の発行（新規作成のみ）

名 称	発行時期・部数		主な配布対象
横浜市の自殺の現状 (講演会チラシ裏面)	平成 30 年 8 月	8,000 部	市民、行政機関、相談 機関、医療機関、関係 団体など

イ 市民向け講演会の開催

(ア) 横浜市立大学との共催講演会

日時：平成 30 年 10 月 2 日(火)

講演会テーマ：やめられない若者の支援と自殺対策～酒・たばこ、ギャンブル、ゲームの問題を考える

講師：横浜市立大学附属病院 児童精神科助教 青山 久美氏

会場：横浜市開港記念会館

参加人数：136 人

ウ 自殺対策ホームページ

自殺についての正しい知識の普及啓発や、相談窓口等の発信を行うために、横浜市自殺対策サイト「～生きる・つながる～支えあう、よこはま」を運営しました。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/ikiyoko/>

エ 自殺対策強化月間での啓発

9 月及び 3 月の自殺対策強化月間において、様々な媒体を活用した啓発を行いました。

(ア) 9 月自殺対策強化月間

a 自殺対策啓発街頭キャンペーンにおける啓発物品の配布

日時：平成 30 年 9 月 10 日（月） 11：00～12：00

場所：J R 横浜駅東西中央通路及び各私鉄改札

配布物：リーフレット、啓発物品（作業所自主製品：しおり、アクリルたわし、ストラップ等）等 6,000 部

b 交通広告

交通機関	期 間	内容
市営地下鉄ブルーライン (ドア上情報装置)	平成 30 年 9 月 10 日～9 月 16 日	テロップ
市営地下鉄グリーンライン (グリーンビジョン)	平成 30 年 9 月 1 日～9 月 28 日	映像放映
京浜急行電鉄	平成 30 年 9 月 10 日、11 日	中吊り広告
市営バス・神奈中バス (かな c h)	平成 30 年 9 月 1 日～9 月 30 日	映像放映

・テロップ：啓発文章（遺族支援・強化月間 P R）

・映像：ゲートキーパー

・中吊り広告：ゲートキーパー

c 自殺予防週間特別相談会

自殺予防週間に合わせて、「法律の専門相談」と「こころの健康相談」を同時に利用できる「秋の特別相談会」を、市民局市民相談室との共催で開催しました。法律相談については、市民相談室の調整により、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会の協力をいただきました。

日時：9月18日、20日、25日、27日 計4日、各日13時～16時

場所：市民相談室

相談件数：計21件

e その他

- ・厚労省こころの健康相談統一ダイヤル 9月10日～14日
- ・9都県市協調によるバナー掲示（厚生労働省へのリンク）

(イ) 3月自殺対策強化月間

a 知ってほしい 自殺のこと パネル展

会場：市庁舎1階ロビー

実施期間：平成31年3月1日～3月28日

b 交通広告

交通機関	期 間	内容
市営地下鉄ブルーライン（ドア上情報装置、中吊り広告、駅構内にポスター掲示）	平成31年3月1日～3月26日	ポスター・テロップ
市営地下鉄グリーンライン（ドア横広告）	平成31年3月12日～3月25日	ポスター
相模鉄道（駅構内）	平成31年3月1日～3月28日	ポスター

- ・テロップ：啓発文章（遺族支援・強化月間PR）
- ・ポスター：3月は自殺対策強化月間です

c その他

- ・内閣府こころの健康相談統一ダイヤル 3月1日～7日
- ・市内高等学校、大学、医療系・福祉系専門学校（計131校）に啓発用ポスターを配布

(2) 人材育成

ア 当センター主催研修

福祉保健センター等の関係職員を対象として、研修を開催しました。

研 修 名	回 数	内 容	講 師	参加 延人数
自殺対策基礎研修 ※総務局職員健康課と 共催	1	本研修の目的と横浜市の自殺対策 ----- 自死で家族を亡くした経験から伝えたいこと ----- 「【死にたい気持ち】に対して私たちができること」 ----- 今日からあなたもゲートキーパー	センター長 ゆったりカフェ龍の会代表 全国自死遺族総合支援センター 南部 節子 氏 ----- 横浜市立大学付属市民総合医療センター精神医療センター助教 日野 耕介氏 ----- 相談援助係 職員	243人

自殺対策相談実践研修	2	・相談者の「死にたい」の どう対応するか—支援者 向け危機介入について学 ぶ—	特定非営利活動法人 OVA 伊藤 次郎氏 相談援助係 職員	48 人
こころといのちの地域 医療支援事業 かかりつけ医うつ病対 応力向上研修	1	・本研修の意義	センター長	47 人
		・うつ病の基礎知識 ・状況に応じた対応とケア (プライマリケア医によ るうつ病の診断・治療) ・連携の基本	日野病院 院長 馬場 淳臣氏	
		・DVD視聴 ・事例検討	汐入メンタルクリニック理事長 後藤 健一氏	

イ 他機関主催研修等（講師派遣）

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣・対応しました。

研修・会議名	内 容	派遣・対応講師
はまかぜ自殺対策ゲートキ ーパー研修	横浜市の自殺対策とゲートキーパー	こころの健康相談セ ンター 職員

ウ 学校関係者向け出前講座の開催

かながわ自殺対策会議による取組として、若年層への自殺対策の一環として自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的に学校に出向き、教職員、児童生徒学生、保護者などを対象として行う研修です。趣旨に賛同した学校からの応募を受け、学校が希望するテーマの専門講師を当センターが学校に派遣し、当センター職員の自殺対策の講義とあわせて研修を行います。

研 修 名	内 容	講 師	参加人数
横浜市立若葉 台中学校（若葉 台小学校との 小中合同研修）	「思春期のこころの理解と その行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	相談室コルティール 共同代表 丹野満佐子氏	40 人
		相談援助係 職員	
横浜市立 平戸中学校	「思春期のこころの理解と その行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	湘南精神保健福祉士事務所 所長 長見 英知氏	36 人
		相談援助係 職員	
横浜市立浦島 丘中学校	「思春期のこころの病気 の理解とその行動への対 応」	神奈川県立精神医療センター 医師 礒崎 仁太郎氏	30 人

	「横浜市の自殺対策」	相談援助係 職員	
横浜市立汲沢 中学校	「思春期のこころの理解 とその行動への対応」 「横浜市の自殺対策」	上大岡メンタルクリニック 社会福祉士・精神保健福祉士 宮崎 全代氏	34 人
		相談援助係 職員	
横浜市立東鴨 居中学校	「思春期のこころの理解」 「横浜市の自殺対策」	(株)つるがみねグループ代表取締役 鶴が峰心理グループ代表責任者 ヴィヒャルト 千佳こ氏	25 人
		相談援助係 職員	
横浜市立宮田 中学校	「思春期のこころの理解」 「横浜市の自殺対策」	カウンセリングルームセンター南 所長 梶山 亮氏	12 人
		相談援助係 職員	

(3) 自死遺族への支援

ア 自死遺族ホットライン(電話相談)

【実施日程】月2回 ※平日の第1・第3水曜日 10～15時

【電話回線数】2回線

【周知方法】市広報誌、チラシ、ホームページ、リーフレット、地下鉄広告

【実施状況及び相談件数】(表 9-1 参照)

【年度実績推移】(表 9-2 参照)

イ 自死遺族の集い

【実施日程】月1回の定期開催 ※原則第3金曜日 10時～12時30分

【実施場所】健康福祉局 障害福祉部 大会議室

【周知方法】市広報誌、チラシ、ホームページ、リーフレット

【内 容】遺族同士の「分かち合い」

【実施内容及び参加状況】(表 9-3 参照)

【年度実績推移】(表 9-4 参照)

<自死遺族支援事業情報交換・課題検討会>

自死遺族支援事業を行っている行政担当者とその関係者で情報交換と検討会を開催しました。

【実施内容及び参加状況】

開催日	参加者数	内 容
1月25日	23人	・実施状況報告 ・提案された議題について検討 ・その他情報交換

表9-1 自死遺族ホットライン 相談件数および内訳

相談件数		新規	延数								
		47	55								
相談者の状況	性別	男	女								計
		4	51								55
	住所	市内	市外	不明							計
		28	14	13							55
	年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明	計
		0	4	6	13	8	5	3	0	16	55
	故人との関係	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明	自死遺族でない			計
		21	13	5	10	3	0	3			55
	死別後の期間	1か月以内	1年未満	1～5年未満	5～10年未満	10年以上	不明	自死遺族でない			計
		9	17	9	3	10	4	3			55
相談経路	市広報紙	ポスターチラシ	インターネット	新聞	区福祉保健C	その他相談機関	家族・知人	その他	不明	計	
	5	0	21	0	0	4	7	5	13	55	

表9-2 自死遺族ホットライン 年度実績推移

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
開催回数	24	23	22	23	22	23	24	23	23	21	23
実件数	52	43	28	48	37	44	37	38	33	43	47
延件数	86	74	47	70	64	66	58	64	63	63	55
1回平均件数	3.6	3.2	2.1	3.0	2.9	2.8	2.4	2.8	2.7	3.0	2.4

表9-3 自死遺族の集い 参加状況

開催回数	参加者数	年度新	初参加	開催回数	参加者数	年度新	初参加
1 (4月)	9	5	4	7 (10月)	8	1	2
2 (5月)	12	5	1	8 (11月)	5	0	0
3 (6月)	11	0	3	9 (12月)	10	0	2
4 (7月)	8	0	3	10 (1月)	10	0	3
5 (8月)	6	0	0	11 (2月)	11	1	1
6 (9月)	9	0	3	12 (3月)	8	0	0
				計	107	12	22

表9-4 年度実績推移

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
実参加者数	49	52	51	39	37	28	39	42	38	46	34
延参加者数	119	189	233	197	148	96	84	76	59	93	107
1回平均参加者数	9.9	15.8	19.4	16.4	12.3	8.0	7.0	6.3	4.9	7.8	8.9

(4) 区局への支援

ア 自殺対策事業を行っている区局を対象として、自殺対策事業担当者連絡会を開催し、当センターからの情報提供や参加機関同士の意見交換を行いました。

開催回	日程	議題等
第1回	6月1日	平成30年度予定(各区事業計画)について、予算配付について、啓発物品、統計データ、ゲートキーパーについて等
第2回	2月27日	市自殺対策計画の策定について 自殺対策関連の取組みに関する現状や課題について等

イ 区局主催の普及啓発事業に対して、パネルやのぼり、リーフレット等の貸出・配布を行いました。

区局名	パネル等貸出期間
神奈川区 高齢・障害支援課	平成30年9月25日～10月1日
西区 福祉保健課	平成31年2月21日～3月11日
南区高齢・障害支援課	平成30年9月4日～9月12日
	平成30年10月3日～10月11日
	平成31年3月15日～4月18日
港南区高齢・障害支援課	平成30年8月30日～9月4日
保土ヶ谷区高齢・障害支援課	平成30年8月24日～9月10日
旭区福祉保健課	平成30年8月30日～9月14日
	平成31年3月13日～3月18日
磯子区高齢・障害支援課	平成30年9月4日～9月19日
金沢区福祉保健課	平成30年8月30日～9月6日
緑区高齢・障害支援課	平成30年11月28日～12月10日
栄区 福祉保健課	平成30年7月25日～10月5日
泉区 高齢・障害支援課	平成30年11月9日～11月15日
戸塚区高齢・障害支援課	平成30年8月20日～9月17日
	平成31年3月1日～3月18日
教育委員会 鶴見図書館	平成30年8月30日～10月2日

ウ その他、随時自殺対策事業に関する企画等に関する相談対応を行いました。

(5) 関連会議への出席

【設置主体】神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の共同設置

- 【目的】①関係機関、民間団体等との連携体制の構築
②自殺対策に向けた情報交換や情報共有
③関係機関等に対する提言等

【構成機関】26 機関、団体

開催回	日程	議題等
第 23 回	7 月 18 日	統計データに基づく自殺者の傾向について、各機関及びかながわ自殺対策会議の取組について 等
第 24 回	2 月 6 日	自殺対策計画に係る関係機関の動向について 県の自殺対策計画及び進行管理方法等について 等

イ よこはま自殺対策ネットワーク協議会

【設置主体】横浜市

- 【目 的】①行政、民間、市民の連携・協働による、自殺対策の取組の検討
②自殺対策の連携及び協力の推進に関することの検討
③自殺対策に関する広報・啓発活動に関することの検討

【構成機関】33 機関、団体

開催回	日程	議題等
第 1 回	7 月 11 日	横浜市の自殺の現状及び自殺対策の取組について、各団体の取組について、市自殺対策計画の策定について 等
第 2 回	3 月 20 日	横浜市自殺対策計画の策定について、今後の協議会運営について、自殺対策強化月間の取組について 等

ウ 横浜市庁内自殺対策連絡会議

- 【目 的】①自殺対策に係る庁内の密接な連携と協力体制の構築
②自殺対策に向けた情報交換や情報共有
③自殺対策庁内指針の策定後の取組みについて 等

【構成機関】16 局区 34 課

開催回	日程	議題等
第 1 回	6 月 28 日	本市の自殺対策事業及び自殺の現状について、市自殺対策計画策定について 等
第 2 回	12 月 7 日	市自殺対策計画素案に関する市民意見募集の実施結果について、市自殺対策計画原案の策定について、インターネットを活用した相談支援体制の検討について 等

(6) 調査研究

ア 横浜市における自殺の現状（平成 29 年）

人口動態統計と神奈川県警提供のデータを用いた自殺統計の解析をし、ホームページ等をとおして、市民に公開しました。

10 依存症対策事業

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症問題を抱える市民や家族に対し、電話や面接、プログラム等による相談・支援、普及啓発を実施しました。また、地域の支援者に対する人材育成、関連団体への支援を実施しました。今年度より開催された依存症対策検討部会にも依存症対策事業担当として参画しました。

(1) 依存症相談

依存症問題でお困りの市民や関係機関を対象に電話や面接による相談を実施しました。(詳細は、表 10-1 参照)

(2) 依存症家族教室 (アルコール、薬物、ギャンブル等)

家族が依存症について正しく理解し、どのように当事者と関わっていけばよいのか考える場として実施しました。

ア 実施方法

「依存症の理解」「自助グループについて」「家族の対応について」などをテーマとして各回前半に講義、後半に参加家族による意見交換を行いました。3月は、公開講座として家族教室参加者だけではなく、広く市民や支援者にも対象を拡大して実施しました。

日程	内容	講師
4月27日	依存症とは	こころの健康相談センター
5月25日	本人の回復とは ～横浜マックの活動について～	横浜マックデイケアセンター 施設長 小林 洋 氏
6月22日	依存症と回復のためのプログラム ～RDPの活動について～	依存症回復センターRDP 横浜 施設長 樋口 信一 氏
7月27日	※ クラフト家族勉強会 第1回	こころの健康相談センター
8月24日	家族の回復とは ナラノンからのメッセージ	ナラノンファミリーグループ
9月28日	※ クラフト家族勉強会 第2回	こころの健康相談センター
10月26日	薬物依存症の家族の回復とは ～横浜ひまわり家族会からのメッセージ～	横浜ひまわり家族会
11月30日	アルコール依存症とその回復とは ～寿アルクの活動について～	NPO 法人 市民の会 寿アルク 施設長 加藤 靖 氏
12月14日	クラフト家族勉強会 第3回 (※1)	こころの健康相談センター
1月25日	クラフト家族勉強会 第4回 (※1)	こころの健康相談センター
2月22日	ギャンブル依存症の個別的考え方と支援	認定 NPO 法人ワンデーポート 施設長 中村 努 氏
3月8日	【公開講座】 依存症の治療と家族の回復	神奈川県立精神医療センター 依存症診療科医長 精神科医 黒澤 文貴 氏

※クラフト (CRAFT)・家族などを対象にした、依存症者本人への関わりかたや治療を勧める方法などを、テキストブックを用いて学ぶプログラム。

イ 対象

当センターに相談をして依存症家族教室への参加を希望した家族。

ウ 依存対象別参加者数

(詳細は、表 10-2 参照)

(3) 依存症回復プログラムの実施

依存症に対して有効であるとされている薬物依存症向け回復プログラムである「SMARPP」をベースとして薬物、ギャンブル依存症等も含めた様々な分野の依存症に対応するよう発展させた本市プログラム『WAI-Y』を実施しました。

ア 実施方法、内容、開催期間

テキストを用いて1クール8回(各回2時間)を、3クール実施しました。

実施回	内容	アドバイザー
第1回	依存の影響 依存症の7つの特徴	カウンセリングルーム ベア 田中 剛氏
第2回	回復への道のり	
第3回	引き金と渴望 リスクへの対処法	
第4回	私のまわりにある引き金 私の中にある引き金	
第5回	危険な状況(HALT)	
第6回	スリップを防ぐには	
第7回	スリップの正当化	
第8回	強くなるより賢くなろう	

第1クール	平成30年6月4日～7月30日
第2クール	平成30年10月15日～12月3日
第3クール	平成31年1月28日～3月25日

イ 対象

こころの健康相談センター職員が、個別面接を行い、回復プログラムへの導入が適当と判断した依存症当事者。

ウ 対象別参加者数

(詳細は、表 10-3 参照)

(4) 人材育成

ア 主催・共催研修

福祉保健センターや地域の関係職員を対象として開催しました。

研修名	日程	内容	講師	参加人数
精神保健福祉研修	8月6日	依存症の基礎知識と当センター事業紹介、グループワーク	相談援助係 心理職	16
依存症対応研修 (基礎編)	8月29日	当事者やその家族からの相談と介入方法を学ぶ	カウンセリング グループペア 田中 剛 氏	57
依存症対応研修 (応用編)	9月26日	事例検討を通して依存症の当事者への対応を考える		21
港北区生活支援課 依存症研修 ※	1月9日	依存症の理解と支援について	RDP横浜2名、 相談援助係 心理職	61

※港北区生活支援課と共催

イ 他機関主催研修等（講師派遣）

下記研修等に講師として参加しました。

研修名	日程	内容	講師名
鶴見区 アディクション家族教室	4月3日	依存症について	相談援助係 MSW
アルコールリクス・アノニマス 神奈川女性オープンスピーカーズミー ティング	5月20日	女性のアルコール依存 症について	相談援助係 心理職
鶴見区 アディクション家族教室	5月8日	依存症について	相談援助係 MSW
鶴見区 アディクション家族教室	6月5日	依存症について	
平成30年度消費生活相談員研修 専門・事例講座	7月24日	ギャンブル等依存症の 概要と相談対応の際の 留意点	相談援助係 心理職
神奈川区 アディクション家族教室	8月7日	依存症について	相談援助係 MSW
神奈川区 アディクション家族教室	11月6日	依存症について	
南区 アディクション家族教室	12月4日	依存症について	
南区 アディクション家族教室	1月8日	依存症について	
南区 アディクション家族教室	2月5日	依存症について	
南区 アディクション家族教室	3月5日	依存症について	

(5) 普及啓発

ア 市庁舎パネル展の実施

アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）市庁舎1階ロビーにおいてパネル展を開催し、市民への依存症普及啓発を実施しました。同時に、横浜市内に会場のある回復施設や自助グループの協力を得て、それらの紹介リーフレットの配架

をさせて頂きました。

(6) 依存症対策検討部会の開催

今後の依存症対策について、有識者からの意見も受け検討を進めるため平成30年度第1回横浜市精神保健福祉審議会において、依存症対策の検討会の設置の了承を受け、第1回が平成31年1月22日に、第2回が平成31年3月1日に開催されました。当センター職員も参画し、今後の依存症対策に向けた課題を検討しました。

(7) 関連会議への参加 ※ () は主催者

ア 都道府県・政令市アルコール健康障害対策担当者会議 (厚生労働省)

日程：平成30年5月21日

参加者：相談援助係長

イ 薬物事犯者合同カンファレンス (横浜保護観察所)

開催回	日程	参加者
第8回	9月18日	相談援助係 MSW 1名、保健師 1名
第9回	12月18日	相談援助係 MSW 1名
第10回	2月26日	相談援助係 心理職 1名

ウ 関東信越地区薬物中毒対策連絡会議 (厚生労働省)

日程：平成30年11月20日

参加者：相談援助係長

エ 都道府県等依存症専門医療機関/相談員等全国会議 (依存症対策全国センター)

日程：平成31年1月11日

参加者：相談援助係長

オ 薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会 (横浜保護観察所)

日程：平成31年1月24日

参加者：相談援助係長

カ 第1回神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会

(神奈川県保健福祉局保健医療部がん・疾病対策課)

日程：平成30年3月20日

参加者：相談援助係 MSW 1名

キ 第18回アルコール健康障害対策関係者会議 (厚生労働省)

日程：平成31年3月29日

参加者：センター長、相談援助係 MSW 1名、保健師 1名

(8) 団体支援

ア 第2回「薬物依存症者と家族フォーラム」

主催：MPO 法人横浜ひまわり家族会、横浜市障害者社会参加推進センター

日程：平成30年8月26日

内容：職員がトークセッションのため登壇し、横浜市の地域連携や依存症当事者・
家族の支援について語りました。

参加者：相談援助係長、保健師1名

登壇関係機関：医療機関、横浜保護観察所、市内依存症回復施設等

イ 第42回神奈川県酒害相談員研修会

主催：一般社団法人 神奈川県断酒連合会

日程：平成30年8月26日

内容：職員が助言者として参加し、分散会で「酒害相談の中での問題点について、
助言を行いました。

参加者：相談援助係 MSW 1名

構成機関：酒害相談員、医療機関、大学関係者、行政機関等

表 10-1

相談件数

電 話 (手紙・メール含む)		実件数					延件数				
		本人	家族	関係機関	その他	小計	本人	家族	関係機関	その他	小計
		依存 主たる 対象	アルコール	58	111	11	26	206	109	142	20
薬物	20		31	8	8	67	22	41	11	8	82
ギャンブル	25		56	5	3	89	43	65	7	3	118
ネット・ゲーム	3		15	0	0	18	3	15	0	0	18
その他	28		24	5	4	61	34	29	5	4	72
小計		134	237	29	41		211	292	43	42	
合計		441					588				

面 接		実件数					延件数				
		本人	家族	関係機関	その他	小計	本人	家族	関係機関	その他	小計
		依存 主たる 対象	アルコール	32	40	2	5	79	79	50	2
薬物	10		14	1	1	26	18	17	2	1	38
ギャンブル	17		26	0	1	44	33	29	0	1	63
ネット・ゲーム	2		5	0	0	7	3	10	0	0	13
その他	4		8	0	0	12	23	28	0	0	51
小計		65	93	3	7		156	134	4	7	
合計		168					301				

表 10-2

依存症家族教室参加者数

	実人数	延人数	世帯数
アルコール	32	87	28
薬物	12	18	11
ギャンブル	16	48	13
ネット・ゲーム	2	2	1
その他	9	14	8
合計	71	169	61

表 10-3

WAI-Y参加者数

	実人数	延人数
アルコール	13	88
薬物	5	30
ギャンブル	3	31
ネット・ゲーム	0	0
その他	3	17
合計	24	166

11 退院後支援事業

特に手厚い支援を必要とすることが多い措置入院者への退院後支援事業を行いました。

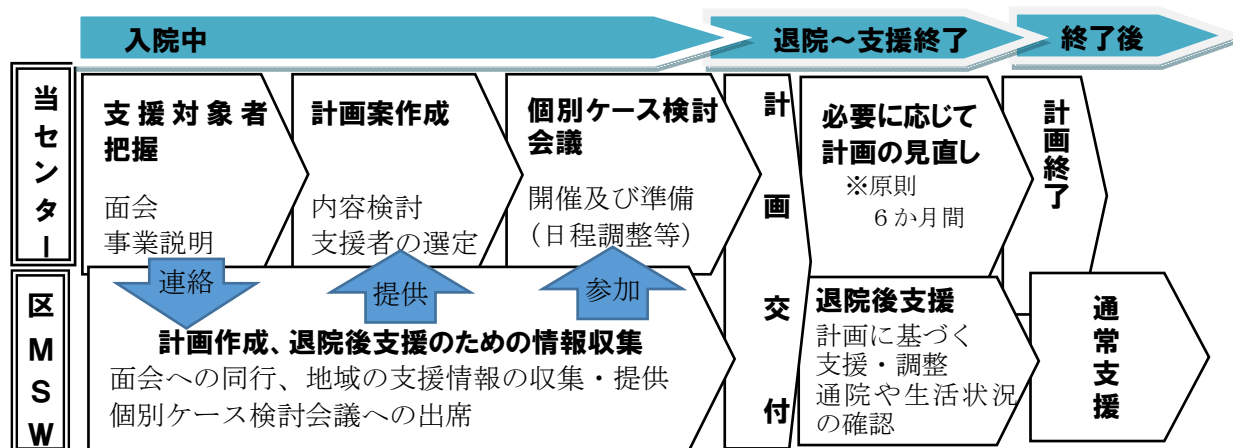
(1) 経過

平成 28 年秋	措置入院者の退院後支援について本市ガイドラインの検討を開始。
平成 28 年 12 月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成 29 年 4 月	本市ガイドラインを制定。 4 区市間での情報の引継ぎについて取扱いを制定。
平成 29 年 5 月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成 30 年 3 月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成 30 年 4 月	本市事業を継続。

※ 4 区市…本市、神奈川県、川崎市、相模原市

(2) 事業の概要

- ・措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行います。
- ・計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は各区福祉保健センター医療ソーシャルワーカー（以下、区MSW）が中心となり対応します。
- ・措置入院者に支援について説明し、作成申込みと支援に関する情報共有の同意を得ます。
- ・当センターが開催する「計画作成のための会議（以下、個別ケース検討会議）」において、本人、家族等、支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有します。



(退院へ向けた必要な支援の実施)

(3) 計画の内容

- ・計画には、支援担当機関、本人のニーズ、支援内容等が記載されます。
- ・計画の意義
 - 支援対象者が支援情報を把握する → 相談先・受けられる支援の明確化
 - 支援者間で支援情報を共有する → 必要な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすること
- 支援期間 → 支援対象者が支援につながる事ができたかを確認する期間

- ・退院後支援期間終了後も、必要な支援は継続されます。

(4) 実績（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月末：実数）

ア 作成申込

年度中に計画作成の意向確認を できた件数	計画作成申込有	計画作成申込無	申込率
	323	170	153

イ 計画作成

年度中に計画作成した件数
136

資料編

- 1 横浜市こころの健康相談センター条例
- 2 横浜市こころの健康相談センター規則
- 3 精神保健福祉センター運営要領（厚生省保健医療局長通知）
- 4 調査・研究

【第 53 回横浜市保健・医療・福祉研究発表会】

- ・横浜市こころの健康相談センターにおける依存症対策事業への取り組みと地域連携について
- ・横浜市こころの健康相談センターの業務について～相談援助の視点から～
- ・横浜市の退院後支援の取り組みについて
- ・精神保健福祉業務における多職種連携の手法と効果～65 歳以上の措置入院者への支援事例を通して～
- ・退院等請求事例から見る精神科長期入院事例の報告

1 横浜市こころの健康相談センター条例

平成 14 年 3 月 18 日 条例第 18 号

横浜市こころの健康相談センター条例をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)を横浜市中区に設置する。

(平 19 条例 8・平 24 条例 39・一部改正)

(業務)

第 2 条 センターは、法第 6 条第 2 項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(職員)

第 3 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年 6 月規則第 66 号により同年 7 月 2 日から施行)

2 横浜市こころの健康相談センター規則

平成14年4月1日

規則第34号

改正 平成15年4月1日規則第59号

平成18年3月31日規則第84号

平成19年3月30日規則第37号

平成21年3月31日規則第39号

平成26年3月31日規則第28号

平成27年3月31日規則第38号

平成30年3月23日規則第22号

横浜市こころの健康相談センター規則をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター規則

(趣旨)

第1条 横浜市こころの健康相談センター（以下「センター」という。）の事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (3) 横浜市精神医療審査会に関すること。
- (4) 自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）の判定に関すること。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (6) 精神障害者の救急医療に関すること（横浜市保健所事務分掌規則（平成19年3月横浜市規則第30号）第4条高齢・障害支援課の項第1号に掲げる事務を除く。）。
- (7) 精神科医療に係る相談に関すること。
- (8) 地域自殺対策推進センターに関すること。

（平19規則37・平21規則39・平26規則28・平27規則38・平30規則22・一部改正）

(係の設置)

第3条 センターに、次の係を置く。

相談援助係

救急医療係

(職員)

第4条 センターにセンター長、係に係長その他の職員を置く。

(平15規則59・平18規則84・平19規則37・一部改正)

(職務)

第5条 センター長は、健康福祉局障害福祉部長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長は、センター長の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(平18規則84・一部改正)

(専決等)

第6条 センター長は、センターに係る次の事項を専決することができる。

(1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。

(2) 職員（センター長を含む。以下同じ。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。

(3) 職員の日帰りの市外出張に関すること。

(4) 職員の市内出張に関すること。

(5) 職員の休暇その他の願届出を要するもの（欠勤を除く。）の処理及び勤務命令に関すること。

(6) 1件100,000円未満の物品の購入又は修理（改造等を含む。）の決定に関すること。

(7) 物品の出納通知に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項に関すること。

2 センター長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、センター長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）の例による。

(平19規則37・全改)

(報告)

第7条 センター長は、毎月前月中における業務実績を健康福祉局障害福祉部長に報告しなければならない。

2 センター長は、必要と認めた事項については、その都度健康福祉局障害福祉部長に報告しなければならない。

(平18規則84・一部改正)

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）その他市に関する諸規程の例による。

(平19規則37・一部改正)

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月規則第59号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月規則第84号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月規則第37号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月規則第39号） 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月規則第28号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月規則第38号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月規則第22号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

3 精神保健福祉センター運営要領

健医発第 57号 平成8年1月19日
厚生省保健医療局長通知
最終改正
障発 0426 第6号 平成25年4月26日

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神科保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県、精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

第53回 横浜市保健・医療・福祉研究発表会 (第2分科会)

横浜市こころの健康相談センターにおける 依存症対策事業への取り組みと地域連携について

横浜市こころの健康相談センター

永田幸子 古川秀樹 新妻達生 片山宗紀
 相澤香織 新海隆生 白川 教人
 障害福祉部障害企画課 飯田 光広

平成29年度より
本実施

当センターの依存症対策事業

個別相談
(面接・電話)当事者向け
回復プログラム
W A I - Y

家族教室

支援者の人材育成
研修実施

構成職員：社会福祉職 4名、保健師 1名、臨床心理士 1名、事務職 1名

はじめに

- ▶ 依存症対策において、包括的に地域のニーズを満たすために、関係機関の連携強化は不可欠であり（白川ら、2016）、精神保健福祉センターはその重要な基盤となる役割を求められている
- ▶ 平成29年度厚労省は依存症総合支援事業を実施
- ▶ 横浜市こころの健康相談センター（以下、当センター）では、障害企画課 依存症等担当と共に、上記事業の「関係機関との連携」に焦点を当てた仕組み作りを行っている。
- ▶ しかし当センターを含め、依然として地域連携を課題にしている他都市の精神保健福祉センターも多い

目的

- ▶ 当センターにおける依存症対策事業の取り組みや今後の課題について報告し、精神保健福祉センターにおける地域連携強化を検討する。

方法

- ▶ 平成29年度に当センター依存症対策事業を担当していた職員間で、地域連携に関わる取り組みについて振り返りを行った。

取り組み 1 庁内連携

1. 18区福祉保健センターに対する訪問調査の実施（障害企画課と共催）
 - ▶ 依存症対策事業の概況
 - ▶ 家族教室や本人支援の取り組み
 - ▶ 連携先・社会資源
 - ▶ 各区の課題 等についてのヒアリングを実施（H29年6月）
2. MSWに対する当センターの依存症事業説明の実施
 - ▶ 障害業務担当者会議での事業説明（H29年10月）

取り組み 1 庁内連携

3. 区の依存症家族教室への技術支援
 - ▶ 3区が家族教室を合同開催するにあたって、課題の整理や方向性の検討を共に行った
- ➡ 各区の初回ミーティングで当センター職員がファシリテーターを務め、それを参考に次回ミーティングで区MSWがファシリテーターを務める形式を実施中（H30年度）

取り組み1 庁内連携

4. 生活保護ケースワーカーへの依存症対応研修の実施
 - ▶ 29名の生活支援課職員が参加（H30年2月）
 - ▶ 職種：社会福祉職、精神保健福祉士等
5. 生活保護受給中の依存症事例のフォロー
 - ▶ 研修をきっかけに、区から連携依頼のあったケースに対し、対象者と面接を実施（H30年3月）

取り組み2 団体支援

1. 依存症家族会への後援活動
 - ▶ 家族会や回復施設が主催している事業（講演会や研修）に当センター職員を派遣した（H30年1月）



取り組み2 団体支援

2. 市庁舎での依存症パネル展を実施（障害企画課と共催）
 - ▶ 実施期間：アルコール関連問題普及週間（H29年11月10～16日）
 - ▶ 市民に対する依存症の基礎知識の普及啓発
 - ▶ 市内回復施設（10か所）や自助グループ（8か所）のパンフレットを配架



取り組み3 地域社会資源との連携

1. 依存症対応研修の実施
 - ▶ 対象：庁内や二次相談機関の相談業務担当者
 - 区福祉保健センターをはじめとする市職員、地域包括支援センター、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センターから参加
 - ▶ 基礎編：依存行動の理解と本人・家族への介入について（参加者53名）
 - ▶ 応用編：事例検討の実施（参加者23名）



取り組み3 地域社会資源との連携

2. 精神科医療機関との連携
 - ▶ 依存症入院患者の当センターの回復プログラム（WAI-Y）への受け入れ
 - ▶ 回復プログラム「参加報告書」の支援者への情報提供
 - ▶ 本人の同意のもと、支援者へ情報提供
 - ▶ 入院中の参加者の退院検討につながった

取り組み3 地域社会資源との連携

2. 精神科医療機関との連携
 - ▶ 市内の一般精神科病院との連携構築
 - ▶ 精神科医療機関への事業説明
 - ・診療所の受け入れ体制についてのヒアリング
 - ・当センターの事業説明の実施（H29年8～10月）

取り組み3 地域社会資源との連携

3. 横浜保護観察所との連携

- ▶ 横浜保護観察所の主催する連絡会議へ参加
- ▶ 当センターの相談実績と保護観察所と当センターとが連携を行った事例を報告

考察・課題

1. 庁内の社会資源の情報共有の在り方
2. 各区福祉保健センターとの連携と機能分担
3. 支援者の依存症支援における技術向上
4. 当センターとしての機能の明確化・強化

事業内容	平成29年度件数
依存症電話相談	311件
来所相談	171件
依存症回復プログラム	125名
依存家族教室	156名

考察・課題

1. 庁内の社会資源の情報共有の在り方

- ▶ 庁内で社会資源の情報共有が十分なされていない現状が明らかになった
- ➡ 庁内連携強化のために、当センターと福祉保健センターの両者が持つ既存の情報整理・共有を行う必要がある
- ➡ 市内回復施設の視察・ヒアリング（H30年度）
- ➡ それらの情報共有（H31年度）、施設見学研修

考察・課題

2. 各区福祉保健センターとの連携と機能分担

- ▶ 個別ケースは依存症だけの問題ではなく、家族や生活面のケアが必要になる場合も多い
- ➡ 各区福祉保健センターとの更なる連携と機能分担を明確にしていくことが求められる

考察・課題

3. 支援者の依存症支援における技術向上

- ▶ 各区福祉保健センター家族教室の技術支援のあり方を検討
- ▶ 依存症対応研修の実施

考察・課題

4. 当センターとしての機能の明確化・強化

- ▶ 依存症回復の『入口』及び『つなぎの機関』であることの再確認
- ▶ 支援目標の設定や役割分担の明確化
- ▶ 情報提供のみに留まらず、今後はつなぎ先である各支援機関の機能を把握した上で、つなぎ方を検討していく

ご清聴ありがとうございました。



参考文献

白川教人（2015）.医療機関、行政、自助グループ、社会復帰施設等の連携の在り方に関する研究 第2報、平成27年度全国精神保健福祉センター研究協議会抄録、58p

横浜市こころの健康相談センターの業務について ～相談援助の視点から～



こころの健康相談センター 相談援助係
伊藤良太 相澤香織 大和田奈津子 片山宗紀

1

こころの健康相談センターとは

- 精神保健福祉法第6条に規定されている法定施設
精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関
- 法定名称は精神保健福祉センター
- 各都道府県に1か所設置
政令指定都市にも必置化 (平成11年6月改正)
- 横浜市こころの健康相談センター条例 (平成14年3月18日)
- 平成14年4月1日開所

2

こころの健康相談センター業務

- こころの電話相談
 - 専門研修
 - ☆支援者のための専門相談
→技術支援
 - ☆普及啓発・調査研究
 - ☆精神医療審査会（権利擁護）
 - ☆自立支援医療・手帳判定会
 - 精神科救急医療業務
 - 自殺対策
 - 災害時こころのケア
 - 依存症相談
 - 団体支援（家族会等）
 - 措置入院者等の退院後支援
- ☆法定業務

3

業務と対象①

	こころの 電話相談	専門研修	技術支援	普及啓発、 調査研究	精神医療審査会 (権利擁護)	自立支援医療、 手帳判定会
市民向け	○			☆	☆	☆
区役所向け		○	☆	☆		
関係機関向け		○	☆	☆		

☆法定業務

4

業務と対象②

	精神科救急医療業務 (ソフト救急)	自殺対策	災害時こころ のケア	依存症相談	措置入院者等の 退院後支援	団体支援 家族会等
市民向け	○	○		○	○	○
区役所向け		○	○			
関係機関向け		○	○			

5

技術支援とは

- 保健所支所である各区福祉保健センターの社会福祉職、保健師等の専門職が直面している、精神保健福祉相談をはじめ関係業務を実施する上での課題の解決に向けて支援すること。

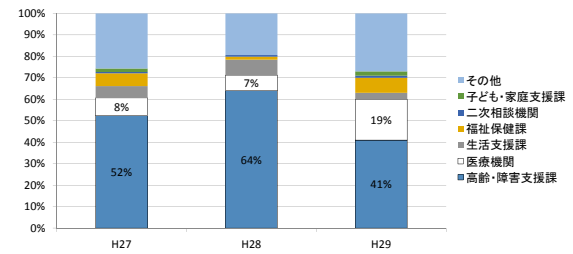
6

技術支援の分類

- 精神保健福祉相談の個別事例に関する相談対応
- 精神保健福祉に関する専門情報の提供
- 精神保健福祉に関する集合研修の開催
- 精神保健福祉に関する事業運営に関する相談対応
- 当センター業務をともに行う、利用してもらうことでの専門情報の提供
- 区職員が、精神保健福祉に関する情報を区を超えて得やすい仕組みづくり

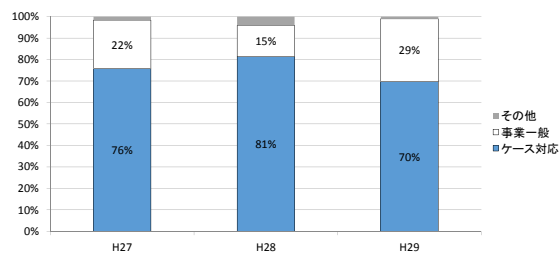
7

相談機関内訳



8

相談内容内訳



9

こころの健康相談センターの現状について

10

こころの健康相談センターの弱み【情報】

- 社会資源情報の「細かく」「深く」がわからないことがある。
- 地域との情報にタイムラグができることがある。
- 広く市民への周知という形をとるため、普及啓発の対象を絞りにくい。

11

こころの健康相談センターの強み【情報】

- 国の動向、他都市の動きを知ることができる。
全国の会議等で他の精神保健福祉センターと情報交換ができる。
- 市域での情報、各区の情報を知ることができる。
- 政策面での意見を述べる機会がある。
- 市域での情報提供、普及啓発ができる。
- 対象を市民・関係機関とすることができる。

12

こころの健康相談センターの弱み 【ケース対応】

- 直接援助ではないため、区との対応の線引きが難しい。
- 事業単位での支援のため、枠から外れると支援が難しい。
- 直近、区での業務経験がない職員が配置されることがあり、区の実情が分かりにくいことがある。
- 関係機関からの知名度が低い。

13

こころの健康相談センターの強み 【ケース対応】

- 客観的な立場から技術支援ができる。
- 精神科医・保健師・心理士・社会福祉職が在籍しており、多職種、他分野経験者に相談ができる。
- 救急医療係と同じ組織にいるため連携が取りやすい。
- 依存症相談等の専門相談を実施している。

14

まとめ

- こころの健康相談センターが開所して16年経過した。
- 開設当初の業務と変化している。
- 開催している専門研修が増加した。

15

課題

- 配属された人の知識、技術に依存している。
- 同じ市職員からも業務が外から見えにくい。

16

今後

- 強みを生かして、外部の人にこころの健康相談センターを知ってもらうことが大事。
- 相談機関として現場感覚を失わずに技術支援に対応していきたい。

17

ご清聴ありがとうございました。



CocoPop

18

横浜市の退院後支援の 取り組みについて

横浜市こころの健康相談センター
大和田奈津子 伊藤良太 大森史子
佐々木正茂 坪田美弥子 新海隆生
鶴見区生活支援課 山本いつみ

平成30年12月

1. 取組みの概要



経過

平成26年4月	国「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を策定。
平成28年秋	本市ガイドラインの検討を開始
平成28年12月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成29年4月	本市ガイドラインを策定。 4区市間での情報引継ぎについて取扱いを制定。
平成29年5月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成30年3月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成30年4月	本市事業を本実施。診療報酬の算定化。
平成30年9月	4区市間での情報の引継ぎについて取扱いを改定。

ガイドライン検討会
・区福祉保健センター
・医療ソーシャルワーカー
・精神保健福祉係
・こころの健康相談センター
・危機対応係
・同センター相談援助係

医療ソーシャルワーカー5名配置

原則、条件、退院後支援の事業説明と意向確認実施

本市の事業対象者

措置入院者

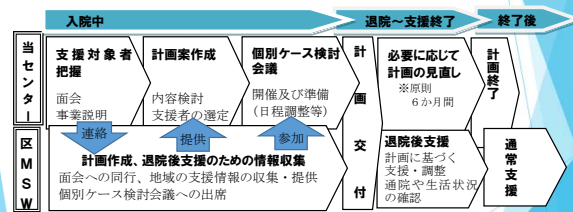
- ①本市が入院措置させた者のうち、本市に帰住予定の者。
- ②他自治体（県外）が入院措置させた者のうち、退院後支援計画が作成され、本市に帰住予定の者。
- ③他自治体（県内）から「引継連絡票」が送付され、本市に帰住予定の者。

※市外帰住者について、県内協定の該当以外でも、本人・家族からの申し出により、支援に関する情報を帰住先自治体に引き継ぐことはある。

本市事業の概要

- ① 措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行うこと
- ② 計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は区福祉保健センター（以下、区福）の医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）が中心となって対応すること
- ③ 退院後支援は、措置入院者からの計画作成申込（同意）が前提となること
- ④ 当センターが開催する個別ケース検討会議において、本人・家族等・支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有すること

《支援の流れ》



(退院へ向けた必要な支援の実施)

《流れ①申し込み》

- ▶ 措置入院後に、当センターから医療機関へ連絡、協力を依頼する
- ▶ 面会できる程度に病状が落ち着いた時点で医療機関から連絡をもらう
- ▶ 入院先に訪問し面接。退院後支援及び計画作成について説明し、計画作成の申し込みを受ける。

《流れ②計画作成》

- ▶ 当センター→医療機関に書類（ニーズアセスメント、意見書）作成依頼
- ▶ 当センター→区福に入院前の支援情報提供依頼、家族等からの聞き取り等情報収集
～ 会議構成員選定・開催調整・計画案作成 ～
- ▶ 本人、家族と支援者（当センター、区福、措置入院先医療機関、訪問看護事業所等）間で退院後支援について会議を開催して情報共有し、その内容をもとに計画を交付

《流れ③退院後》

- ▶ 退院後に、区福が中心となり、計画に基づき地域で支援を行う
- ▶ 支援状況を区福が当センターへ連絡
- ▶ 計画の支援期間終了前に当センターが本人に連絡し、状況や意向等を確認した上で、支援期間を終了する（支援期間を延長する）

2. 実施状況



COCOPO!

実績

平成29年度（平成29年5月～平成30年3月末）				
年度中に計画作成の意向を確認できた件数	計画作成申込有り	計画作成申込無し	申込率	年度中に計画作成した件数
	172	97	75	
1か月平均（15.6件）				1か月平均（5.7件）
平成30年度（平成30年4月～9月末）				
年度中に計画作成の意向を確認できた件数	計画作成申込有り	計画作成申込無し	申込率	年度中に計画作成した件数
	151	83	68	
1か月平均（29件）				1か月平均（11.5件）

計画作成等のための会議

退院後支援期間終了日=平成30年4月~8月(n=37)

▶ 参加者 平均 6.4人

- ▶ ●本人 36/37 ●家族等 23/37
- ▶ ●会議構成員（支援者）
- ▶ 当センター 37/37 区福 36/37
- ▶ 入院先 28/37(延べ50人)
- ▶ 通院先 11/37 訪問看護 17/37
- ▶ 地域援助事業者 16/37
- ▶ 警察 0/37

作成申込みがない場合

措置入院日（平成30年4月~8月）(n=51)

- ・病識無し・薄い 32人/51人
- うち病感有り 24人/32人
- ・知的障害 2人/51人

この期間には含まれないが、「計画は不要だが、支援は受ける」「自分は病気ではないが、支援は受ける」方も

主観調査

入院前は社会に馴染めない不安が大きかったです。退院後の支援が入ったおかげで、訪問看護師さんが家に来てくれて話をきいてもらえて社会とつながっているという気持ちになりました。マイナス思考をしなくなりました。

病院以外に相談できる窓口があることを教えてもらえて良かったです。

計画書をもとに話し合いができました。連絡先一覧があって良かったです。話したことをあとで確認することができました。会議でみんなで決めたことなので満足しています。担当する人が変わっても最初から話さずに済みます。

何も無い状態でどうしてよいかわからなかったです。周りの人に支援してもらい、前向きになりました。

親が区役所に来て話をしてくれるきっかけとなりました。親が就労支援や通院に賛成してくれたので助かります。

3. 取り組みをとおして整理したこと



「支援」であること

「支援」であり、監視や強制ではない

- ▶ 「様子を見る、状況を確認する、支援する」
- ▶ 支援（見守り）と捉えるか、監視と捉えるかは人によって異なる
- ▶ 支援と監視の線引きはどこか
- ▶ 信頼関係づくり
 - 「利用申し込み」というかたち

仕組み化する

必ずしも措置入院した方全ての状況を確認し、アセスメントしていたわけではなかった

↓

- 支援を必要としている方を支援の網からこぼさない
- そのために退院後支援の仕組みを動かすことで、
- ・支援の希望の有無、要する支援は何か及びその程度も含め、アセスメントする
- ・支援者間で支援情報を共有 本人が支援の情報を把握
- 退院後支援計画は書面として明示したもの

「退院後支援期間」とは何か

モニタリング期間（支援状況の確認）

- 期間中に行う支援ひとつひとつは特別なものではない
- 期間終了後も精神保健福祉法第47条「精神保健福祉相談」として支援

支援期間終了 ≠ 支援終了

4. 今後の課題



量的増への対応

- ▶ 支援の手法や種類などは、新しく特別なものはない
- ▶ 近年の措置入院者の増加傾向＝退院後支援の対象者の増加
 - 量的増に対応していく必要あり（業務フローの効率化検討等）

量的増加



スキルアップ

▶ 支援に関わる職員の技術の向上

- ・支援に関わる職員（区福MSWが中心的役割を担う）のための研修実施の必要性
- ・実際の連携方法、調整方法、支援方法等についての技術向上

医療機関の入退院フローとの整合

- ▶ 従来からの医療保護入院のフロー（退院支援委員会）との合理化
- ▶ 各医療機関独自フローと退院後支援のすり合わせ

未確定なこと

▶ 法の改正に関すること

- 改正法案の廃案→法改正されるのか。
- 改正された場合はその施行時期と内容は29年法案と同じなのか。

▶ 他都道府県の自治体との引継ぎ等

等々・・・

評価指標

- ▶ 制度が有用なものなのか実施した上での評価が必要
- ▶ 評価指標を何にするのか（アウトカムをどうとるか）
 - 利用者の満足度、感想
 - 再措置入院有無、医療継続率 等

まとめ

- ▶ **実際に行う支援は、従来から行っているもの**
 「本人の意向も含めた状況の確認とアセスメント」、「本人、家族、支援者間の情報共有連携」、「本人に寄り添った支援」等の視点は変わらない。
- ▶ **この仕組みは必要な支援の「漏れを防ぐ」もの**
 帰住する場所によって支援を受けられないことがないようにするために支援計画作成・交付という「型」を国がガイドラインとして示した。
- ▶ **状況確認は全ての起点**
 本人が支援を希望しないにしても、そのことも含めた状況確認・意向確認をすることが肝要。
 本人の意向を含めた状況確認と支援者間での情報共有がこの仕組みのポイント。

ご清聴ありがとうございました。



精神保健福祉業務における 多職種連携の手法と効果

～65歳以上の措置入院者への支援事例を通して～

健康福祉局障害福祉部
こころの健康相談センター

救急医療係 須藤未貴 吉田純
相談援助係 永田幸子 田中望

こころの健康相談センター（通称ここセン）とは

- 精神保健福祉法第6条に規定されている法定施設
- 法で用いられている名称は、精神保健福祉センター
- 本庁とは別組織であり、専門性を有する機関
ー精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関ー
- 横浜市こころの健康相談センター条例制定
(平成14年3月18日)
- 平成14年4月1日開設



当センターの職員構成と業務内容

相談援助係 26人 *係長2 事務職5 MSW8 (*注1) 保健師2 嘱託員9

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談支援
*主に関係機関等支援 (技術支援及び技術指導)
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に係る教育研修
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に係る普及啓発及び調査研究
- 4 横浜市精神医療審査会の運営
- 5 自立支援医療(精神通院医療)の判定
- 6 精神障害者保健福祉手帳の判定交付
- 7 自殺対策事業(自殺対策情報センター)
- 8 依存症対策事業
- 9 措置入院者の退院後支援(H29～)

救急医療係 20人 *係長1 MSW4 保健師2 事務職1 嘱託員12

- 1 精神障害者の救急医療
- 2 精神科医療に係る相談
- 3 精神科身体合併症転院事業

精神科医師 3人 *こころの健康相談センター担当部長、課長、係長

(*注1) 医療ソーシャルワーカー

センター長(医)・担当課長

こころの健康相談センターにおける 保健師の業務

- 相談援助係(2名)
 - ・精神保健福祉関係機関への支援(研修・技術支援等)
 - ・精神保健福祉の普及啓発事業
 - ・依存症対策事業、自殺対策事業
- 救急医療係(2名)
 - ・精神保健福祉法に基づく救急医療業務

精神保健検討会

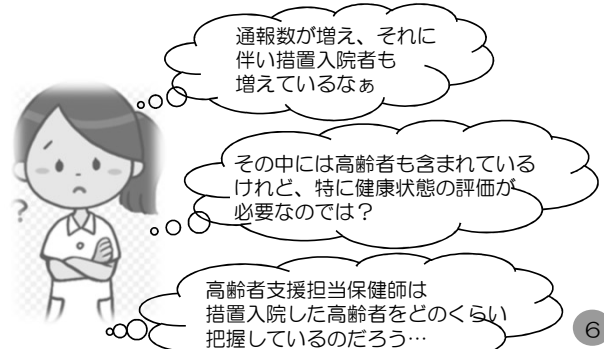
両係共通の業務。精神保健福祉業務における予防的な視点を大切にされた関わりについて調査・研究し提案していくことが目的

精神保健福祉業務に 予防的な視点が大切である理由

- 統合失調症の場合、発症から治療開始までの期間(未治療期間)が短いほど病状の予後が良い
→精神症状が悪化する前の介入が重要
- 病状の再燃・入退院を繰り返すことで、本人の社会生活を維持することが困難となり、家族の疲弊や関係性の悪化を招き、地域との関係性にも影響する
→治療を継続して病状が安定するよう、本人だけでなく、家族や近隣・地域の理解や協力が得られるような環境調整も重要。

*障害者支援における保健師の保健活動ガイドライン(第二版)14項より抜粋

精神保健検討会で考えたこと



精神保健福祉法に基づく措置診察

第22条 一般人からの診察及び保護の申請
第23条 警察官の通報 等

精神保健福祉法に基づく上記のような申請・通報・届出に対し、精神障害による自傷・他害^(※2)のおそれがあるか調査をし、必要と認められた場合、措置診察の調整等を行う。

■措置診察とは

- ・同法に定められた、行政処分としての診察
- ・精神保健指定医2名以上による診察

(※2) 自傷とは、自殺企図等、自己の生命身体を害する行為のこと。他害とは、他人の生命、身体、自由、貞操、名誉、財産等に害を及ぼす、刑罰法に於ける程度の行為のこと。

7

精神科の入院形態

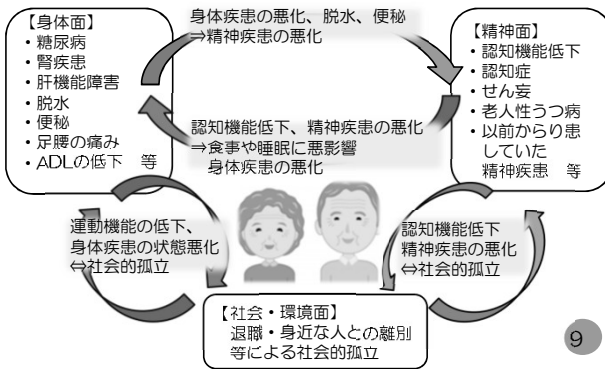


- 任意入院 : 本人の同意に基づく入院。
- 医療保護入院 : 本人の同意がなくても、精神保健指定医が入院の必要性を認めた場合、家族等の同意が得られた時に成立する入院。
- 措置入院 : 精神保健指定医2名以上の診察の結果、被診察者が「精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」と認められた場合の行政処分としての入院。

措置入院とは、本人及び家族等の同意によらず、本人の人権を強かに制限する行政処分としての入院形態

8

高齢者に着目した理由



9

今年度の精神保健検討会の取り組み

■現状

- 65歳以上の被措置診察者の実態や保健師の関わりが明らかになっていない
- 65歳以上の措置入院者に対して、多職種での支援の手法や効果についての考察（先行研究）が少ない

■目的

- 65歳以上の被措置診察者の数の推移や特性、保健師の把握状況を明らかにする
- 65歳以上の措置入院者への支援事例を通し、精神保健福祉業務における多職種連携の手法や効果について考察する

10

目的 I の調査方法

- 65歳以上の被措置診察者の数の推移や特性、保健師の把握状況を明らかにする

調査①診察台帳^(※3)から、平成25年度から29年度までの65歳以上の通報数や診察数を抽出し、推移を調べる。

調査②平成29年度の65歳以上の被措置診察者の特性を量的に分析する。

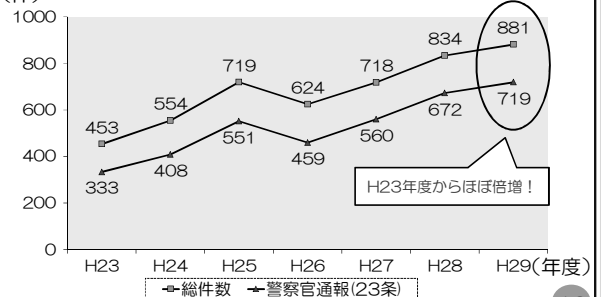
調査③18区MSWiに、平成29年度の65歳以上の被措置診察者について、保健師の把握^(※4)の有無を電話で聞き取る。

(※3) 救急医療係で作成している台帳。精神保健福祉に基づく全ての申請・通報・届出について、対象者の情報等が集約されている。

(※4) 保健師が面接、訪問、地域包括支援センター等関係支援機関と情報共有等を通して把握していたもの

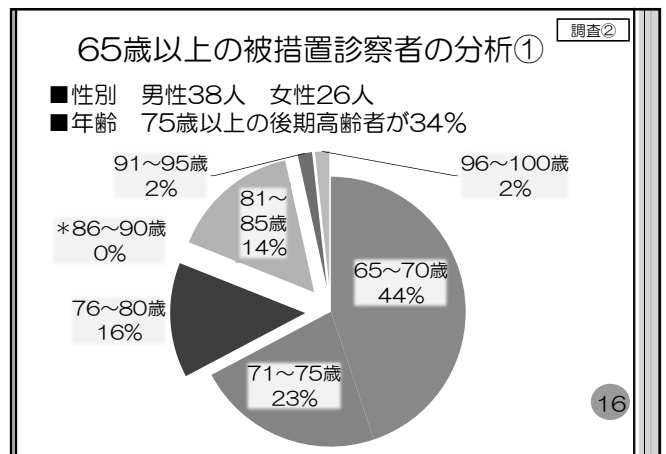
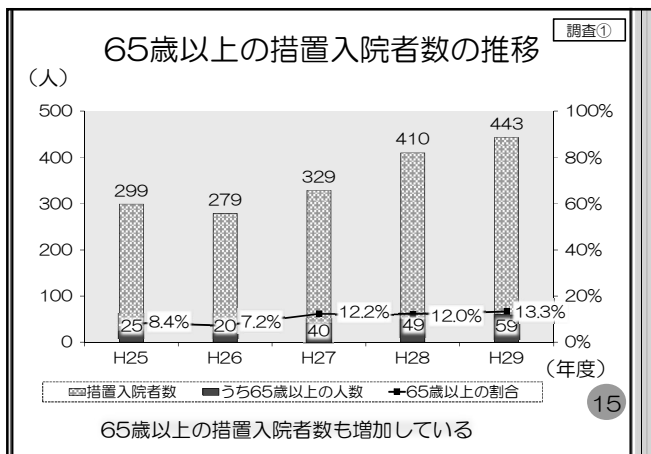
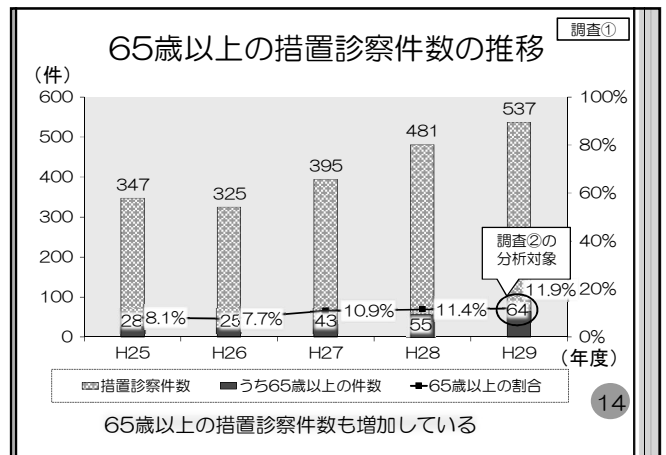
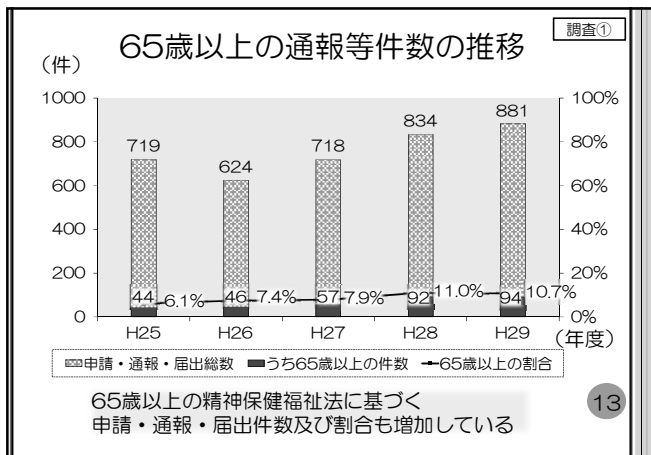
11

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出数の推移 (件)



総件数及び23条通報件数ともに増加傾向

12



65歳以上の被措置診察者の分析②

調査②

- 診察結果 64人中59人が措置入院（緊急措置入院を含む）
- 診断名 認知症、統合失調症の割合が高い

診察結果（診断名）	分類（ICD10）	人数（人）	割合
認知症等	F0	24	37.5%
アルコール等	F1	2	3.1%
統合失調症、妄想性障害他	F2	25	39.1%
気分（感情）障害	F3	10	15.6%
神経症性障害、ストレス関連障害他	F4	3	4.7%

17

65歳以上の被措置診察者の分析③

調査②、③

- 署別：保土ヶ谷署、都筑署、南署からの通報で割合が高い

署	被措置診察者数（人）	うち65歳以上（人）	65歳以上の割合	署	被措置診察者数（人）	うち65歳以上（人）	65歳以上の割合
鶴見	37	2	5.4%	金沢	24	4	16.7%
神奈川	44	7	15.9%	港北	34	5	14.7%
戸部（※5）	36	3	8.3%	緑	23	2	8.7%
中（※5）	55	5	9.1%	青葉	38	2	5.3%
南	25	5	20.0%	都筑	21	5	23.8%
港南	28	1	3.6%	戸塚	47	3	6.4%
保土ヶ谷	21	6	28.6%	栄	14	2	14.3%
旭	29	3	10.3%	泉	19	2	10.5%
磯子	32	5	15.6%	瀬谷	6	0	0%

- 保健師の把握：64件中19件（約30%）

（※5）戸部署＝西区、中区は加賀町署、伊勢佐木署、山手署、水上署の総計。
なお、警察署以外からの通報・届出（22条、26条等）は除外している。

18

目的Ⅱの調査・研究方法

Ⅱ. 65歳以上の措置入院者への支援事例を通し、精神保健福祉業務における多職種連携の手法や効果について考察する

- ①65歳以上の措置入院者のうち、MSWと高齢者支援担当保健師が共に把握し支援している事例について、現在も支援を継続している区を抽出し、連携や支援の方法について聞き取り調査を行う。
⇒5区のMSW、保健師に対して対面による聞き取り調査を実施
- ②聞き取り調査の内容を共通項目にまとめ分析することで、精神保健福祉分野における多職種での支援の手法や効果について考察する。

19

聞き取り調査項目

- 23条通報前後の支援経過
 - 区以外の相談機関や支援者（地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員等）との連携がある場合、その連携方法 ⇒多職種連携
 - 他職種が関わる際に、どのようなことを期待しているか
 - 他職種が関わることで良かったと感じたこと
 - 他職種に依頼する際に工夫していること
- MSWと保健師の連携

20

多職種連携による支援が行われていた事例①

- ・A区在住の60代女性。長女との2人暮らし。
- ・うつ病で精神科受診中。長女もうつ病で精神科受診中。
- ・ADL自立、国保で年金生活。
- ・本人が長女の世話をしていた。

- 23条通報前までの支援経過
 - ・長女への支援でMSWの関わりあり。
 - ・X年4月頃、本人が「私は何もできない。助けてくれる人がいない。」と頻繁に訴えるようになった→本人への支援開始。
 - ・本人が高齢者ということもあり、MSWが保健師に相談し、同年3月に介護保険申請及び認定調査を実施した。
 - ・要支援の認定が下りたが、本人が経済的不安を理由にサービス利用を拒否
 - 23条通報
 - ・X年8月、長女から「母（＝本人）が包丁を持って殺すと言っている。」と110番通報。
- 精神障害による自傷・他害のおそれ保護され、23条通報となった。同日、措置診察を実施し、B病院に措置入院となった。

21

多職種連携による支援が行われていた事例②

■措置入院後の支援経過

- ・MSWがここセンの退院後支援チーム（※注6）と共に入院中から関わりを開始。ケアマネジャー（CM）を導入し、退院後からヘルパー週1回利用。
 - ・その後は、CMからの相談時に対応するという形で、包括・区が支援継続。
 - ・翌年に入り、本人から「風呂に入れない、歩けない。」等の訴えあり。
- CMがMSWに相談。精神症状から来る不定愁訴の可能性もあるため主治医（精神科）の見立てが必要との保健師の助言もあり、精神科クリニックの受診を勧奨（この時、通院中断していたことが判明）。
- ・その後、便失禁等も出現し、再度精神科クリニック受診援助。主治医の紹介で身体科の病院で検査を受けたが異常なし。長女が本人の入院を拒否したため、主治医から入院治療の必要性を長女に説明してもらえようMSWが調整。主治医が入院先を探し、同年7月、C病院に医療保護入院となった。

（※注6）措置入院者の退院後の支援計画の作成及び退院後の支援の経過確認をするチーム。ここセン相談援助係に配属されているMSWが担当している。

22

関係機関との連携の状況

- 地域包括支援センターとの定例カンファレンスの場で対象者の情報共有を行う。
- 地域包括支援センター、CMが関わり介護保険サービスを導入する。
- 退院前カンファレンスでCM、生活支援課ケースワーカー、MSW、高齢者支援担当保健師・ケースワーカーが今後の支援方針について話し合う。

23

多職種連携の手法

考察

	パターン①	パターン②
連携の手法	依頼する目的を明確にしてから相手に相談（依頼）する	依頼目的が明確でない段階で相手に相談（依頼）する
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受ける側が相談内容を理解しやすく、相談（依頼）を受けやすい。 ・相談を受ける側が「丸投げされた」と感じにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼目的が明確にできない段階でも気軽に相談できる。 ・話をすることで問題点を整理できる。 ・見立ての段階から共有できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼目的が明確にできない場合は相談しづらい（気軽に相談できない）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受ける側は自分に何を求められているか理解しづらい。 ・相談を受ける側が「丸投げされた」と感じやすい。

普段からコミュニケーションを取れる関係を構築しておくこと、相談する相手はどちらの手法が適するか見極めることが重要！

24

他職種に期待していること①

■MSWから保健師に対して期待すること

1. 医療的な側面
 - ・ 身体状況・疾患に対してのアセスメント
 - ・ 医療的な知識や技術
 - ・ 医療職に対する対象者の受け入れの良さ
2. 今後の健康管理
 - ・ 今後訪問診療が必要となる事例
 - ・ 受診受療援助が必要な事例
 - ・ 服薬管理が必要な事例

25

他職種に期待していること②

■保健師がMSWに対して期待すること

1. 複雑な事例や緊急を要する場面
 - ・ 精神症状があり、緊急性がある場合
 - ・ 受診受療援助を行う際に複数職員での対応が望ましい場合
 - ・ 高齢者で精神疾患を合併している場合
2. 精神保健福祉分野における専門性への期待
 - ・ 精神疾患の見立て
 - ・ 精神科医療に関する情報（病院、クリニックの情報、依頼の仕方）
 - ・ 社会資源に関する情報（利用できる制度など）

26

他職種に期待していること③

■ 両者が共通して相手に期待していること

- ・ フットワークよく、一緒に動いてほしい
- ・ 職種の垣根を越えて、一緒に考えてほしい

27

他職種が関わることで良かったこと①

■MSWから保健師

医療的な側面

- ・ 身体状況、疾患のアセスメントをしてもらえる
- ・ 身体疾患についての知識が役立つ
- ・ 身体科受診の際、医師への病状説明がスムーズに行える
- ・ 在宅での必要な医療処置がある場合、医師から聞き取りをしてもらえる

28

他職種が関わることで良かったこと②

■保健師からMSW

1. 精神疾患についてのアセスメント
 - ・ 精神疾患についての見立てが行える
 - ・ 精神科救急等の対応が必要かどうか相談できる
 - ・ 精神疾患の薬についての知識がある
2. 社会資源の知識がある
 - ・ 精神科医療の資源、社会資源についての知識が豊富である

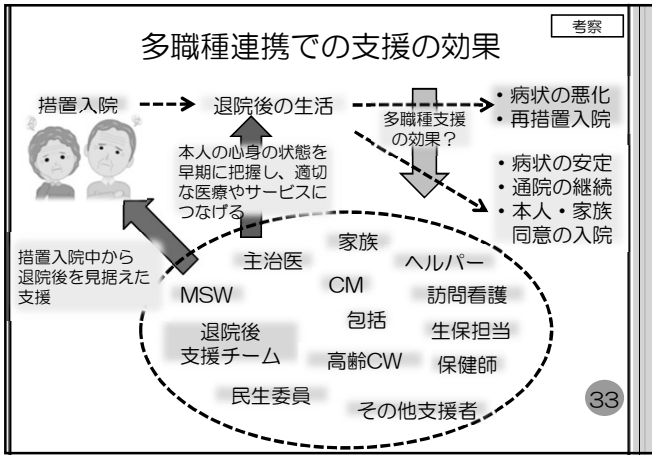
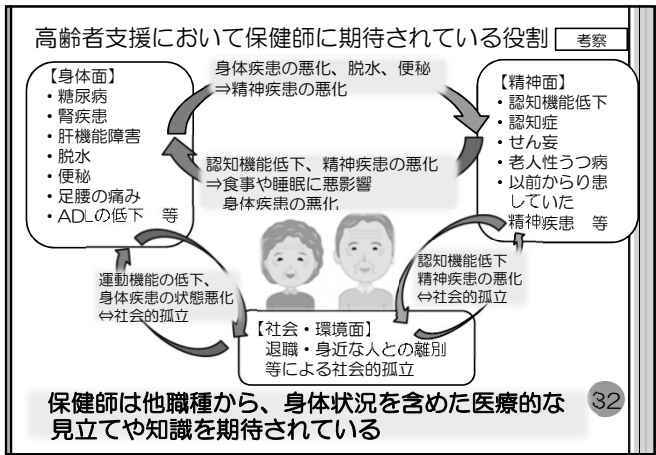
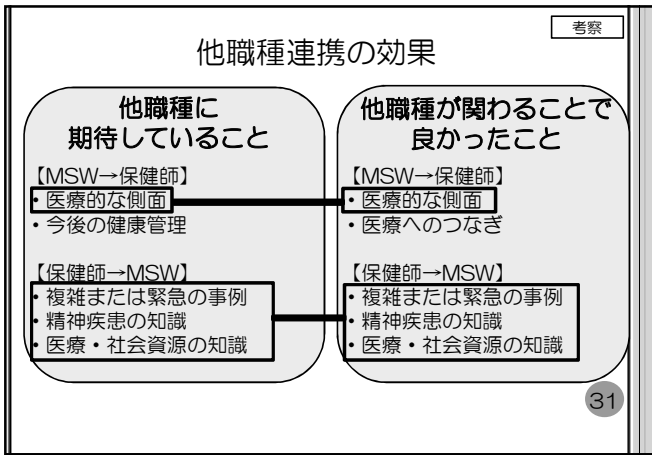
29

他職種が関わることで良かったこと③

■両者に共通していたこと

- ・ 一緒に同じ対象者を見ることで、具体的に話し合えるため支援方針が早めに出しやすい
- ・ 他職種ならではの視点を学ぶことができる
- ・ 他職種で支援をしていることが本人や家族にアピールでき安心してもらえる

30



精神保健福祉業務に多職種での支援が求められる理由

精神科アウトリーチ支援の場面において

- 治療（保健医療）を前面に押し出すと…
本人からの反発を招き、支援が進まないことが多い
→ 本人の困り感や目標に焦点を当てた福祉的アプローチが有効
- 生活支援（福祉）のみの視点だと…
本人の意思を尊重するあまり、生命に関わる危機が迫っている状況に気づかず、介入が遅れる可能性がある
→ 医療職の身体的な見立てが有効

34

（参考文献）精神科臨床サービス第18巻03号242項から247項

- ### 地域における保健師の保健活動に関する指針
- #### 保健師の保健活動の基本的な方向性
- 所属する組織や部署にかかわらず留意すべき事項
 - 1 地域診断に基づくPDCAサイクルの実施
 - 2 個別課題から地域課題への視点及び活動の展開
 - 3 予防的介入の重視
 - 4 地区活動に立脚した活動の強化
 - 5 地区担当制の推進
 - 6 地域特性に応じた健康なまちづくりの推進
 - 7 部署横断的な保健活動の連携及び協働
 - 8 地域のケアシステムの構築
 - 9 各種保健医療福祉計画の策定及び実施
 - 10 人材育成
- 35
- 地域における保健師の保健活動について
平成25年4月19日付け 健発0419第1号

- ### 障害者支援における保健師の保健活動ガイドライン<第二版>
- *平成28年3月発行 横浜市健康福祉局 障害福祉部・健康安全部
- 精神保健及び精神障害者への支援（13・14頁）
 - (1) 本人・家族への個別支援
 - (2) 個別課題から地域課題への活動の展開
 - (3) 保健・医療・福祉の調整・連携
 - (4) 地域支援ネットワークの構築支援
 - (5) 予防的な介入としての保健活動
 - (6) 健康危機管理としての介入
- 36
- YCAN—健康福祉局—
障害企画課内HP参照

終わりに

- 本市の精神保健福祉活動の現状
- 各区の状況によって優先して取り組むべき業務や職員体制が異なる
- 精神保健福祉活動を一律に推進していくことの難しさ

精神保健検討会

精神保健福祉に関する知識の蓄積
予防的視点をもって関わることの重要性

発信

37

退院等請求事例から見る 精神科長期入院事例の報告

横浜市こころの健康相談センター

新妻 達生 相澤 香織
伊藤 良太 片山 宗紀

本研究の概要

- ①平成29年度中に退院等の請求を受理した案件について、入院日から請求受理までの期間を調査した。
- ②その中から、入院から1年以上が経過しているものについて主疾患や病歴・生活歴を分析した。

⇒これらに基づいて、長期入院患者の治療や社会復帰に向けてどのような課題があるかのモデルケースとして報告する。

精神科における任意でない入院

措置入院

都道府県知事は、警察官等からの通報・届出のあった者について必要があると認めるときに精神保健指定医による診察をさせ、入院させなければ自身を傷つけたり他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときは、その者を精神科病院に入院させることができる。

医療保護入院

精神科病院の管理者は、精神保健指定医による診察の結果、医療及び保護のため入院の必要がある者が、治療の必要性の理解や入院への同意が行えない場合、家族等の同意によってその者を入院させることができる。

⇒患者本人の同意を伴わない入院が行われうる。

退院等請求の制度説明

精神保健福祉法第38条の4

精神科病院に入院中の者又はその家族等は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。
(一部補足部分を省略)

精神保健福祉法第38条の5

都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求め(～中略～)、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

退院等の請求

⇒精神科医療の特殊性にかんがみ、人権確保の観点から精神保健福祉法において制度化されている。

精神医療審査会と当センター

精神医療審査会

横浜市の附属機関として、医療委員(精神保健指定医)・法律家委員(弁護士等)・有識者委員(精神保健福祉士等)を委嘱している。

実際の審査は、上記3職種全て(医療委員は2名以上であること)を含む5名で構成される合議体という単位で行われる。

横浜市こころの健康相談センター(精神保健福祉センター)

精神医療審査会の事務は精神保健福祉センターが行うこととされており(精神保健福祉法第6条)、審査会の事務局として退院等請求の受理や審査にかかる調査や連絡調整等を行っている。

当市のH29年度 受理件数

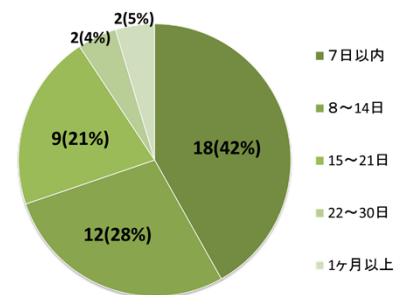
退院の請求	任意入院者	0件
	医療保護入院者	138件
	措置入院者	41件
	計	179件
処遇改善の請求	任意入院者	1件
	医療保護入院者	34件
	措置入院者	6件
	計	41件

※退院と処遇改善の両方での請求事例あり。案件の総数は184件。

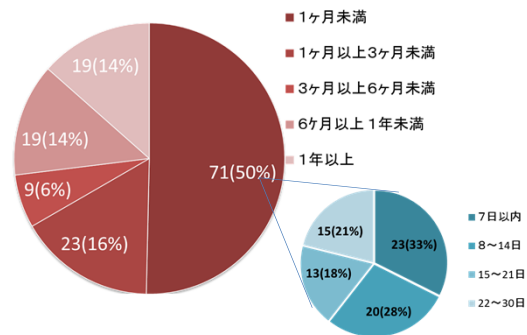
請求時点での入院形態と入院日からの日数

入院形態 入院からの日数	全体 (n=184)	医療保護入院 (n=141)	措置入院 (n=43)
最小値	1	1	1
最大値	2779 (約7ヶ月)	2779 (約7ヶ月)	214 (約7ヶ月)
平均値	184.0 (約6ヶ月)	232.9 (約8ヶ月)	15.3
中央値	20	30.5	9.5

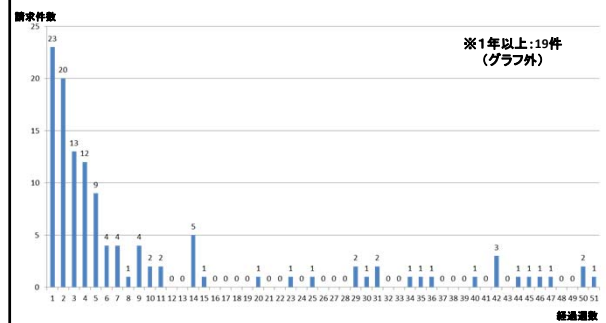
請求受理時点での入院期間(措置入院者 n=43)



請求受理時点での入院期間(医療保護入院者 n=141)



医療保護入院者からの退院等請求受理件数と入院週数 (n=141)



調査からわかったこと(措置)

- ・退院または処遇改善の請求を受理した43件の内、41件が1ヶ月以内の請求であった。
- ・早い時期ほど件数が多くなっており、また医療保護入院と比較してもより早く請求行為に至った割合が高く、退院を求める意向がより強い可能性が示唆されている。

30日以内に退院等の請求があった事例についての入院からの経過日数の割合

	7日以内	7日~14日	15日~21日	22日~30日
措置	44%	29%	23%	5%
医療保護	33%	28%	18%	21%

凡例: 40%~ (赤), 30%~ (黄), 20%~ (緑), 10%~ (青), 10%未満 (白)

調査からわかったこと(医療保護)

- ・退院または処遇改善の請求を受理した141件の内、半数(71件)が1ヶ月以内の請求であった。
- ・措置に比べて最小値(1日)と最大値(2779日)の幅が大きく、一部の超長期入院ケースによる平均値の引き上げから平均値(232.9日)と中央値(30.5日)に大きな差が現れており、週数分布のグラフから中央値の方がより実態に近い値であることが確認された。

長期入院者からの退院請求状況

・退院の請求時点で、入院から1年以上経過していたケースは15件(複数回の請求を行った患者もあり、実患者数は10件)あった。

⇒1年の経過を長期入院のひとつの節目として捉え、これら10件の事例について主疾患や病歴・生活歴を分析した。

対象10事例の概況

患者情報						
番号	年代	性別	主疾患	推定発症時期	これまでの入院回数	今回の入院時期
1	50代	女	統合失調症	当人16歳	9回以上	H22年1月
2	40代	女	統合失調症	当人28歳	8回	H22年6月
3	40代	女	統合失調症	当人20歳	2回	H23年9月
4	50代	男	統合失調症	当人17歳	24回	H24年7月
5	30代	女	統合失調症	当人19歳	2回	H26年4月
6	30代	男	統合失調症	当人17歳	3回	H28年4月
7	70代	男	アルコール性認知症	当人72歳	2回	H28年4月
8	40代	男	統合失調症	当人18歳	6回	H28年5月
9	40代	女	統合失調症	当人37歳	9回	H28年8月
10	50代	男	広汎性発達障害	当人15歳頃	0回	H28年7月

抱える課題の共通性

・これら10事例の退院請求についての審査は、全て「現状として病状の改善が不十分なため、現在の入院形態での入院継続が適当」との結果となった。

・審査に際して収集された情報(主治医による意見書、本人および主治医との面接による意見聴取を行った委員による聴取記録)から、地域生活の再開に向けて解決すべき課題において、いくつかの共通性が見られた。

1. 社会的要因

患者に関われる家族がいない、帰来先の見当がない、等の理由から患者の退院後の生活環境調整に課題がある。

＜審査資料から見られた事例＞

- ・家族に治療や退院に向けての協力を要請すべきであるとの課題が審査会で意見された。
- ・重度の身体・知的障害もあり、退院後の生活環境調整が非常に困難となっている。
- ・退院後について単身での生活は困難と考えられるが本人は現実検討能力に欠き、一人暮らしを強固に希望している。

2. 治療の困難性

病識の獲得が進まずに通院や服薬の自己中断が繰り返されている、治療抵抗性が強く有効な治療法の模索に難航している、等の理由から入院環境下での治療継続が特に必要とされている。

＜審査資料から見られた事例＞

- ・病状が重度で慢性、治療抵抗性であり、病的体験が活発な状態で残存している。
- ・患者の欲求コントロールが困難で、単独の生活はまだまだ困難と判断された。
- ・患者の病識が不十分であり、疾病教育の継続が必要と考えられた。

3. 自傷他害行為

自殺未遂を繰り返している、周囲への暴力や器物損壊に至り易い、等の理由から病状の評価や安全の確保に一層の慎重さが求められている。

＜審査資料から見られた事例＞

- ・入院前に突発的な自傷行為をしており、病状からして現在の環境での治療継続が必要とされた。
- ・過去に自殺未遂を繰り返した経過からも、現時点では退院には慎重にならざるを得ないとされた。
- ・病院職員への暴力が続いており、情動はまだまだ不安定と判断された。

対象10事例における3要因の該当状況

	退院を困難にする要因		
	社会的要因	治療の困難性	自傷他害行為
3つ該当 (5例)	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○
	○	○	○
2つ該当 (4例)	○		○
		○	○
	○	○	
1つ該当 (1例)	○		

考察

- これら3要因は、いずれも珍しい課題ではないが、困難要因の複合が退院に向けての困難性をより強め、入院を長期化させていくことが確認された。
- また、他害行為の繰り返しから家族関係を損ねて社会的要因を生じさせるなど、1つの要因が他の要因に連鎖したケースも見られ、入院前からこれらの要因をもつケースには早期の介入や支援が必要と考えられる。

本研究の限界

- 一方、横浜市では年間でおおよそ1600件の定期病状報告書が提出されており、本調査で取り上げた件数は1年以上の入院患者総数の1%にも満たない。
- しかし、重度の精神症状により退院希望の意思表示が困難な患者等もいると考えられ、本研究は「請求が行える病状にある患者がなお退院に向けて抱える課題」の事例として報告する。

横浜市こころの健康相談センター所報

(平成 30 年度)

横浜市こころの健康相談センター

令和元年 12 月発行

〒231-0021 横浜市中区日本大通 1 8 番地 K R C ビル 6 階

電話 (045) 671-4455

FAX (045) 662-3525